

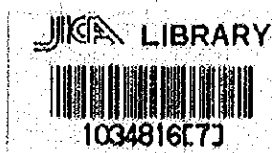
南米三カ国の日系社会における 老人問題に関する予備調査の結果報告

昭和54年2月

国際協力事業団

移生環
J・R
79) - 4

南米三カ国の日系社会における 老人問題に関する予備調査の結果報告



昭和54年2月

国際協力事業団

移生環
J R
79 - 4

国際協力事業団	
受入 月日 '84. 4. 10	709
登録No. 03130	214
	EES

は　じ　め　に

わが国の中・南米への本格的移住も既に80年を経過し、在留日系人の老齢人口は増加の一途をたどっている。

特に一世の高齢者が多いブラジル、アルゼンチン、ペルーにあっては、これら老人問題は除々に顕在化しつつあると云われている。

このたび、海外移住業務を担当している当団としても、その実情を把握するための予備調査として厚生省老人福祉専門官 田中荘司氏の協力を得、約1カ月の調査を実施した。本報告はこれを取りまとめたものである。

調査の実施に当って、外務省、厚生省、在外公館、訪問国の日系福祉諸団体並びに在外支部から多大の御協力を得た。ここに深甚なる感謝の意を表したい。

この報告が海外日系社会における老人問題についての認識を深める一助となれば幸いである。

移住海外事業部長

目 次

はじめに

I 予備調査の実施にあたって	1
1. 予備調査の目的	1
2. 予備調査訪問国	1
3. 予備調査の時期	1
4. 予備調査参加者氏名・所属	1
II ベルギー国	2
1. 予備調査日程	2
2. 日系老人の状況	2
3. 日系福祉団体の活動状況	3
4. ベルギー国に於ける社会福祉制度	5
5. 外国系の福祉団体による活動状況	7
6. 考 察	8
資 料	10
III アルゼンチン国	14
1. 予備調査日程	14
2. 日系老人の状況	15
3. 日系福祉団体の活動状況	16
4. アルゼンチン国の社会福祉の現状	17
5. 考 察	22
資 料	24
IV ブラジル国	36
1. 予備調査日程	36
2. 日系老人の状況	37
3. ブラジル国内の福祉対策	40
(1) 日系福祉団体による福祉活動(南伯)	40
(2) " (北伯)	44

4. ブラジル国の社会福祉対策	45
5. 外国系の福祉団体による活動状況	45
6. 考 察	47
資 料	49

I 予備調査の実施にあたって

1 予備調査の目的

わが国の海外移住は、すでに一世紀以上に至る長い歴史を有しているだけに、どの移住先国での日系社会においても老人問題が除々に顕在化しつつあると云われ、なかでも日系一世のうち本人の意志によるものではあるが、今日まで日本国籍のまま経済的あるいは家庭的に恵まれず、かつ言語コミュニケーションのハンディを持つと云う不利な社会的条件下にある高齢者世帯の問題が、深刻な課題になりつつあると史料されている。

そこで、今回海外移住事業を担当する任にある国際協力事業団から、その実態把握に関する予備調査のため下記三カ国へ派遣されたものであり、主として次の事項を中心に現地調査を行った。

(予備調査事項)

1. 家庭訪問を通じ日系高齢者の生活状況の把握
2. 日系福祉団体による日系高齢者援護対策の状況
3. 調査国の高齢者福祉対策の状況
4. 外国系福祉団体による高齢者援護対策の状況

2 予備調査訪問国

ペルー、アルゼンチン、ブラジル

3 予備調査の時期

昭和54年1月10日～昭和54年2月3日

4 予備調査参加者氏名・所属

田 中 莊 司 (厚生省老人福祉課)

富 田 実 (国際協力事業団生活環境課)

II ベルギー 国

1 予備調査日程

1月10日(木)

午後11時50分 リマ着 (RQ831)

(ホテル カントリークラブ)

11日(木)

午前10時 在ベルギー日本国大使館長崎大使表敬訪問

11時 JICA事務所にて今後の調査日程等打合せ

午後3時 ベルギー中央日本人会救済部訪問、末川部長はじめ関係者との打合せ及び福祉活動状況につき事情聴取

12日(金)

午前8時30分 午後3時まで老人家庭訪問

午後3時 デサンバラード養老院訪問

午後4時 午後8時まで老人家庭訪問

13日(土)

午前10時 日系関係組織のリーダーとの懇談

午後2時 午後5時まで老人家庭訪問

午後7時 長崎大使公邸夕食会

14日(日)

関係資料の整理

15日(月)

午後7時30分 リマ発 (BN921)

2 日系老人の状況

ベルギーは総人口1,492万1千、そのうち65歳以上の高齢者は44万2千人(3.0%)と推計されているが(国連統計)、同国内の日系人数は、昭和53年10月1日現在70,118人おり、そのうち10,618人が日本国籍保有者であると報告されている。(外務省調査)

一方1973年8月末現在で、ベルギー政府移住局外人登録課が発表した邦人永住者は10,910名(但し死亡者のうち外人登録抹消洩れがあるので正確な実数には若干相違があると思われる)在留しており、そのうち70才以上の老人は、1,574名でその85%は、リマ、キャオ市周辺に居住していることが判明している。(51年5

月末大使館調査)なお今回の実態調査の結果、28名がペルー国側の慈善施設(老人ホーム、慈善病院等)に収容されていることが明らかになったわけであるが、この外、日系人との接触が日頃全くないため、生活状況を把握することは困難であるが、知名度の高いペルー人邸宅に多年にわたり住込みで、料理人、庭師等として稼働し、現在は老齢のため仕事もできず、そのままペルー人に扶養されている者が少くとも50名位存在すると在ペルー日本国大使館では推計している。また調査期間中、努めて老人の生活実態を把握するため6家庭を訪問したわけであるが、約半数の世帯は経済的にも家庭的にも恵まれず、劣悪な住環境のなかで、ペルー中央日本人会救済部を通じ外務省の在外邦人保護謝金を受給しながら、どん底の生活を営んでいるケースであった。



老人家庭



老人家庭訪問調査風景

3 日系福祉団体の活動状況

ペルー中央日本人会(1931年ペルー国社団法人として認可)

本会の創設は、大正6年(1917年)にさかのぼるが、救済部が設置されたのは昭和36年(1961年)で一般邦人からの救済資金35万ソールの拠出金が発端であった。現在、毎年3月~5月にかけて「救済週間」を実施しながら、その期間中に映画会の開催を通じて慈善収入の確保に力を入れている。現在、ペルー中央日本人会の内部組織から独立の援護機関とすべく努力しており、本年度中に実現したいとしている。なお救済部は①病院係②家庭訪問係③困窮係から構成されており、部員は市川貞雄部長以下中高齢者を中心に14名で、すべてボランティアとして、各々本来の職業時間を短縮して無料で働いている。

(事業内容)

ア 日系困窮者の生活援助

イ 老人ホーム、慈善病院への身寄りなき困窮者のあつ旋

ウ 困窮者への見舞い

エ 困窮死亡者の葬儀一切引受け

オ 身寄りある困窮者の日本への帰国援助

(現在の救助活動状況)



見捨てられた老人を世話する修道会経営の
老人ホーム入所者



見捨てられた老人を世話する修道会経営の
老人ホームにいる日系老人

- 現在、ペルー系老人ホーム(デサンバラード老人ホーム——見捨てられた老人を世話する修道会経営、1898年創立、本部はスペインにあり現在定員500名、職員は60名だが、その他多数の修道女が無料奉仕している。なお院内には修道女のための教育機関があり1年間の学習が必要。また日系人の寄附で建てた取容棟もある。)に日本人25名が入所しており、それら困窮老人に月100ソールの小遣いを支給している。またクリスマスの際にも特別に200ソールを支給している。
- 在宅困窮者家庭(約20名)に対しては、救済部により毎月3,000~4,500ソールを支給している。手続は、県人会の役員に申請し、県人会が中央日本人会(救済部)に申請し、その可否を決定する。なお、中央日本人会は三か月毎に支給に要する費用を大使館に申請。なお入手した生活困窮家庭15ケースのうち9ケースは60歳未満であり、出身県はペルー国(2世)であった。

(福祉関係者の今後の活動方向についての考え方)

救済部の幹部をはじめ、コミテ・サン・フランシスコ協会、ペルー日本婦人会、スーパー・サンニコラス相互扶助会、バランカ日本人会、ワラル郡日系人協会、ペルー沖縄県人会及び話そう会(老人クラブ活動に近い組織)等の代表者との懇談会を開き、これからの日系老人のための福祉活動のあり方について話し合った際、次のような点が明らかになった。

(1) 老人クラブ及び集会の場の必要性

困窮老人のみならず有子家庭をもつ日系老人にとってもスペイン語を十分話すことができないため、家庭内でも子供たちや家族から取り残される傾向にあるだけに社会的あるいは家庭内での役割を十分に発揮できない悩みが強いということ。そのため日本語が自由に話せる場と日系老人自身がグループを作って、自主的な活動を行う組織が出来ることなら今後必要である。

(2) 老人ホームの建設について

救済部の幹部は一世であるが、20～30名程度の老人が住める老人アパート（老人ホームがわり）が必要であるとする一方、二世はその建設費、運営費の捻出あるいはそうした集合住宅モードの永続性等から考えて、現在日系老人が世話になっている老人ホームへの援助の方が効果的であると考えており、将来の福祉のあり方についてのコンセンサスは未だ確立していない現状にある。

4 ペルー国に於ける社会福祉制度

(1) 児童並びに家族援護・助成院（INAPROMEF）

首相直属の独立機関、国の児童、家族、老人保護、助成政策の実施機関、1977年、法令第21993により創設され、大統領夫人が統括、旧援護協会を改組したものである。国の企画・調整に基づき活動、現在9事業を有する。

ア 幼児センター

0～6才の幼児養育、医療、初期教育、娯楽、保護を行う。国内に40施設があり、そのうち35がリマ市内5カ所が郡部にある。8時間～10時間営業。0～3才児の保育。3～6才児の幼稚園。

イ 里親保護

孤児、捨て子その他両親が一時的に保護困難となった子等に対し、里親等のあっせんを行う。

ウ 養子あっせん

法令の改正、手続きの簡素化で著しく本事業は増加している。

エ 感化院

素行問題を有する児童の援護。7施設を有する。

オ 娯楽・普及事業

特に青少年娯楽、スポーツ振興のため13カ所の施設を有する。

カ 生活指導事業

家庭教育、保健、職業訓練等、その重要性に鑑み将来車両使用の予定。

キ 生活保護事業

本部内に事務局を有する貧困者対策。

ク 助成事業

本機関類似の機関に対する物的、資金的援助。

ケ 老人保護

老人に対する食料、住居、衣料、保健並びに保護、訓練事業。

現在 INAPROMEF は老人問題調査を行っているが、老人対策は総合的なものでなければならない。

(2) 保育園

勤労母子家庭児の保育園で 60 施設あり、大部分は私営。

(3) 少年院

約 35 施設あり、その多くは一時的(3~6 カ月)収容のもの。リマ慈善院は男子孤児を成年まで収容している。国営のセビーリャ園は道德的危機にある女子の経済自立まで保護する。これら施設の 80% は国営である。

(4) 老人ホーム

国営(保健・福祉省所管)13 施設、私営(うちイスラエル人会、イタリア慈善協会など)10 施設がある。

無資力、孤老又は家族と同居困難な老人に対し医療を含む総合的保護を行う。最低入所年齢は 60~65 才。

ア カトリックホーム

収容人員 450 人。INAPROMEF の補助、カリタス教会の寄付、その他寄付により経営。募金活動は毎月の月始めに開始し、当月分の必要所要額に達するまで続けられる。同様施設は他に 122 名、97 名収容のものがある。

イ イスラエル慈善協会

希望する全てのユダヤ人を収容(40 人)、最低年齢 40 才。

ウ イタリア保養所

イタリア人慈善協会、収容 15 名、45 才以上。

(5) 開発促進

ア 青少年社会開発、協同組合開発、社会開発、経済開発基金、農民組織、農地改革促進等の中央政府機関が構成する組織で市民教育、政府との対話などを目的に活動。

イ Fé y Alegría (宗教と遊び)

初・中等教育、主婦クラブ等教育振興のための民間団体。

ウ Caritas (カトリック団体) 食料・薬品医療器具の配布等慈善事業活動。

エ // (リマの同上組織)

オ 民間社会事業団体事務局

相互情報交換、奉仕活動の振興、知識の普及。

(6) 国際組織

ア ベルー・キリスト教社会活動協会 (民間)

教会と市民の社会活動を促進する。

イ アドベンチスタ慈善事業 (民間)

教育、総合保健教養を通じ、物的、道徳的援助を与える。

ウ ユニオンチャーチ慈善事業 (民間)

社会福祉活動の促進。

エ 芸術と教育 アメリカ・ベルー財団 (民間)

ベルー小工業の振興、米国文化知識拡大のための展示物交換

オ 西独奉仕隊 (民間)

大学、高校に於ける農業、衛生、技術教育援助。

(7) ベルーの社会保障

○ 労働法に属し、労働者の不具、老齢、死亡の補償を行う。

○ 実施機関は「ベルー社会保険」で1974年から発足。

○ 保険料は雇用主が $\frac{2}{3}$ 、被保険者 $\frac{1}{3}$ 負担。

○ 引退年金

男は60歳、女は55歳から資格を得る。

5 外国系の福祉団体の活動状況

(1) イタリア人協会

○ 会員約225名。1人当り年会費1,200ソール。特に会社、商店から募金を受ける。

その他年1回バザーを開催。

イタリア政府からの援助は、協会の独立性を守るため受付けていない。

○ 救済事業

2,000~4,000ソールの補助。

就職あつせん、奨学資金のあつせん。

- 対象はイタリア人とその子孫で援助を希望する者、但し申請者は僅かである。
 - 本会は第2次大戦のユーゴスラビア難民でイタリア政府が市民として受け入れた者も対象にしている。
 - 本会の主力はベルー側慈善機関に協力して、病院、収容施設援護に向けられている。
 - 過去に於いて外国からの寄付に関し、主に税関関係問題が生じたことがあるので、現在、必要器具の購入については、ベルー国内で調達している。
- (2) イタリア慈善協会
- 病院経営。イタリア人協会から送られる患者については、人道的見地から無料診療としている。イタリア人株主が経営。
 - イタリア人協会会長によれば援護を受ける会員は少数で、大部分は経済的に安定しているとしている。

(3) 在ベルー中国人組織

中国福祉会

- 広東出身が組織する10地方組織から構成されており、その創立は一世紀を越す。
- 資金は会員の自発的拠出金、不動産の賃貸収入(金額不明)。台湾又は本土政府とも補助なし。

事業

- もっとも必要とする者への経済援助。
- 毎週、会館にて医療、投薬する。
- 身寄りのない又は扶養能力なしの老人を老人ホームに入れる。
- カヤオとチャクラカヨの老人ホームに毎年寄付を行う(2カ所)。
- 地方組織の寄付行為は各組織の独自の判断による。

(4) イスラエル協会

かなり閉鎖的組織である。

- 必要とする人々、特に老人はイスラエル慈善協会に収容する。
- 希望者はイスラエル本国に送還される。
- 本国からの財政的援助はない。

(以上、ローザ・アダニヤ女史の協力による)

6 考 察

- (1) ベルー国内の在留邦人、特に高年齢者に関する生活実態調査の必要性。

在留邦人に関する日系団体のうち、ペルー中央日本人会は日秘文化会館をもつ最大規模の団体である。内部組織としての救済部は福祉活動を具体的に実施している唯一の組織といえよう。しかし、その活動能力は十分でなく、同部員15名は高年齢である部長を除き他は職業をもつ人たちであり時間を見つけ無報酬で活動している。係として困窮係、病院係、家庭訪問係があるが保護謝金を受給している困窮家庭への訪問も定期的に行なり現状にはない。従って、ペルー国内の各種日系団体又は日系人の目のとどかない所に困窮高齢者が存在している可能性も考えられ、また、たとえ経済的に困窮していない老人であってもその生活状況、福祉ニーズの存在の有無については何ら適正かつ数的に把握されていない実状にある。しかし幸いにも救済事業を充実させるため独立した援護協会を創設するという機運、熱意がみられるところでもあり、まずその第一歩として高年齢者のための生活実態調査を国内のあらゆる日系組織を動員して実施することが緊急的課題であろう。

(2) 福祉活動に対する技術的援助の必要性

現在の福祉活動は保護謝金を中心とする生活困窮家庭援護事業及び扶養親族を持たない自立困難な老人に対する老人ホームへの入所援護関係事業が主な業務となっているが、今後の福祉事業の具体的なあり方については同部内には未だ統一されたプランは存在しない。ただ同救済部幹部として①日系人だけの老人ホーム(精神障害含む)があつたら、②日常老人が楽しく過せる場や組織(話そう会という一つの組織が12名の老人で構成されている)があつたらとする願望にとどまっている。そこで上記1の実態及びニーズ調査の実施とも関連するが、もし救済部側が希望する場合には、要援護老人対策とともに、生きがい対策面(例、老人クラブ活動育成事業)のあり方について技術指導の援助協力が望まれる。

(3) ペルー国の老人福祉対策の活用及び外国移住団体の福祉対策の現状

ペルー国の高齢人口比は約3%であり、このことは一般的に指摘できることであるが、老人問題が国民的課題となり国内政策の重要政策の対象となる社会状況にはない。従って社会保障分野は別として老人に対する福祉サービスの現状については、限定的な老人保護事業及び老人ホームの運営に限られているが、しかし日系老人も差別なく活用している状況にある。また、外国系の福祉団体の活動状況についてはイスラエル、イタリア系の団体が老人ホーム的な施設をもつ以外、在宅援護関係の水準は上記救済部が実施している事業とほぼ同程度であり、本国からの援助は認められなかった。しかし、現在ペルー政府 INAPROMEF が老人問題調査を実施している段階であり、今後その調査結果を入手するとともに、ペルー政府の老人対策の基本的考え方、現行施策の運営実態及び外国系福祉団体の動向等について引き続き関心を払い関係資料の収集に努める必要がある。

(資 料)

① 1977年度ペルー中央日本人会救済部決算表

自1977. 3 至1978. 2

収 入

摘 要	金 額
1976年度よりの繰越金	1,192,580.91
日本政府外務省補助金(保護謝金)	853,378.00
一般寄付金	530,800.00
映写会等に依る収入	212,800.00
銀行利子(東京銀行定期預金の)	165,415.63
	2,954,974.54

支 出

摘 要	金 額
日本政府外務省補助金の病院・老人ホーム配分	128,720.00
クリスマス・各慈善施設及び困窮者慰問	175,200.00
困窮家庭援護金	331,400.00
葬 儀 費	155,580.00
見 舞 金	7,500.00
薬 代	41,165.00
入 院 費(入院の際の手續料等)	7,320.00
人 件 費(部長手当月 2,000ソレス)	24,000.00
会 議 費	16,344.00
広 告 費(謹写広告、会報等)	35,400.00
交 通 費	10,828.00
印刷通信費	3,970.00
沙 外 費	31,173.50
謝 礼	2,000.00
映写会等の支出	16,895.00
雑 費	1,176.00
特別支出(邦人墓地墓参等の際のバス代)	7,500.00
	996,171.50

1977年度収支決算

1976年度よりの繰越金	1,192,580.91	}	2,954,974.00
年間総収入	1,762,393.63		
年間総支出			996,171.00
1978年度への繰越金			1,958,803.00

② 1977年度ベルー中央日本人会救済部決算表

	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	計
繰越金	1,192,580.91												1,192,580.91
補助金 日本政府	233,900	20,256					16,434.8		25,287.4				85,337.8
寄付金	5000	8000	70,500	19,000	30,000	7,4300		23,6000	28,000	27,000	5,000	30,000	530,800
献金		2300	210,500				3,554.4			2,631.4		7,302.8	212,800
銀行利子	1,431,480.91		23,119.63		7,410								1,654,156.3
		212,556	304,119.63	19,000	37,410	7,4300	19,989.2	23,6000	28,087.4	5,331.4	3,000	103,028	295,497.459

	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	計
配分金 補助金 間 クリスマス			128,720							17,5200			128,720
援費金	3,6200	18,900	21,600	29,900	25,800	3,6800	2,4500	30,600	2,4500	31,000	17,500	3,4500	175,200
舞費	30,000			16,200	16,100	16,600		15,000	16,980	17,600	17,000	10,100	331,400
見舞金	500		500		5,000					2,500	1,000		15,5580
クリスマス代	650	912	29,23	205	350	3,215	2,170	17,504	1,683	7,818	324	8,411	7,500
入院費	4,400					700		1,720	300	200			4,1165
人件費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	7,320
会費	1,440		3,450	740		812	922	880	820	5,600	810	870	24,000
広告費			9,200				14,600					11,600	16,344
交通費	400		150				200	5,000	4,178	500	300	300	35,400
印刷費					3,970								10,828
渉外費		500	57,6350		1,2240	1,000		5,000		3,550		3,120	3,970
謝礼					500	500	1,000						3,117350
献金			1,6895										2,000
雑費	236		100		100	100	50			590			1,6895
特別支出							7,500						1,176
	7,582.6	22,312	19,150.150	49,045	64,060	61,727	52,742	77,704	50,261	24,135.8	38,934	70,901	996,171.50

③ ベルー中央日本人会救済部 1977年度予算・決算対照

収入

支出

項 目	予 算	決 算	項 目	予 算	決 算
日本政府補助金	500,000	853,378	補助金配分	130,000	128,720
一般寄付金	200,000	530,800	クリスマス支出	150,000	175,200
映写会収入	250,000	212,800	困窮家庭援護金	300,000	331,400
銀行利子	50,000	165,415 ⁵³	葬儀費	100,000	155,580
	1,000,000	1,762,393 ⁵³	見舞金	10,000	7,500
			薬代	20,000	41,165
			入院費	10,000	7,320
			入件費	24,000	24,000
			会議費	10,000	16,344
			広告費	35,000	35,400
			交通費	10,000	10,828
			印刷通信費	10,000	3,970
			渉外費	45,000	31,173 ⁵⁰
			謝礼	10,000	2,000
			映写会等の支出	30,000	16,895
			雑費	6,000	1,176
			特別支出	100,000	7,500
				1,000,000	996,171 ⁵⁰

④ 1977年度 個人・団体寄付者芳名

自1977.3～至1978.2

個人寄付者名	金額	団体寄付法人名	金額
白川 君子	3,000	山梨親睦会	5,000
永山 光義	2,000	福島クラブ	3,000
菱川 登志子	10,000	第3グループ友の会	35,000
園田 芳江	2,000	大使館有志	1,500
吉方 古信	10,000	滋賀県人会	2,000
奥浜真興・具志堅ハビエル	2,000	カヤオ日本人会(76年度)	3,000
二階堂 ヤス	5,000	宮城県人会	3,000
安座間 フアン	10,000	高嶺クラブ	5,000
仲程 永昇	4,000	与那城クラブ	13,300
一柳 スニオ	2,000	沖縄県人会	10,000
小関 季知次	10,000	福岡クラブ	3,000
添田長吾 夫妻	5,000	ペルー日産モーター	200,000
山本 春江	5,000	熊本県人会	5,000
喜屋武 盛昇	5,000	火曜会	10,000
故丹治茂平治世話人一同	10,000	山形県人会	5,000
真栄城 嘉則	50,000		
新里 静光	1,000		
無名氏	10,000		
権藤 ナツミ	5,000		
石沢 たかお	5,000		
池原 集栄	3,000		
田熊 正毅 夫妻	10,000		
宮沢 トシ	8,000		
安里 初子	5,000		
佐久田 仁太郎	5,000		
仲程 永昇	5,000		
永本 勇	2,000		
ンモン・メサヒル	3,000		
渡辺 正治	20,000		
室井 恒友	3,000		
清広 亮光	2,000		
一柳 スニオ	5,000		

Ⅲ アルゼンチン国

1 予備調査日程

1月15日(月)

午後 3時50分 プエノスアイレス着 ホテル ノガロ

16日(火)

午前 9時 国際協力事業団プエノスアイレス支部にて調査日程打合せ

午前 11時 在プエノスアイレス日本国総領事館表敬訪問

午後 3時 亜国拓植協同組合本部にて高齢者福祉施設建設委員会に出席

午後 6時 アルゼンチン社会福祉省社会保障庁年金受給者社会サービス事業団地区事務所訪問

午後 8時 亜国担植協同組合幹部との夕食会

17日(水)

午前 10時 プエノスアイレス市役所訪問、市立ラウソン老人ホーム訪問

午後 2時 老人家庭訪問

18日(木)

午前 }
午後 } 老人家庭訪問

19日(金)

午前 9時 郊外イスラエル系老人施設、イタリア系精養軒施設訪問

午後 2時 老人家庭訪問

午後 5時 社会福祉省社会活動庁社会援護局老人サービス部訪問

午後 7時 社会福祉省社会保障庁年金受給者社会サービス事業団地区事務所訪問

20日(土)

午前 調査資料整理

午後 リオネジャネイロ経由サンパウロ着

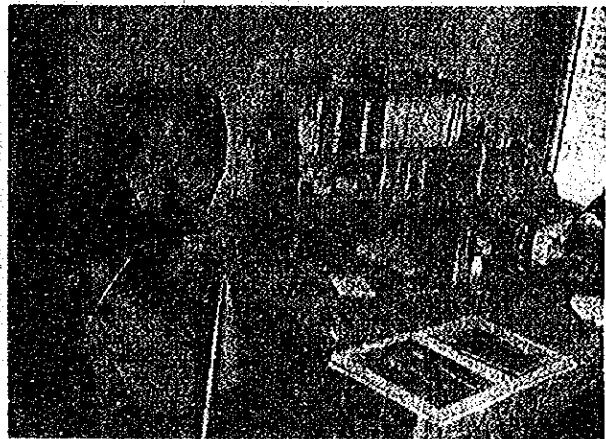
2 日系老人の状況

アルゼンチン国は下記の表にみられる通り南米大陸の諸国のうち最も高齢化が進んだ国であり、特に1970年以降の老齢化率はわが国の場合とまったく同様の数値を示しているだけに興味を持たれるところである。1975年推計によると総人口2,538万3千のうち60歳以上人口は301万5千であり、65歳以上の場合は201万7千で79.5%の比率を示している。

昭和53年10月1日現在で外務省が調査した結果によると、日系人総数は30,973人でそのうち約半数の15,484人が日本国籍保有者となっている。一方アルゼンチン国内で日本人の移住受入援護事業に貢献してきた民間団体である亜国拓植協同組合が、各地の各県人会等の邦人組織の協力により実態調査を実施した結果(1978年12月現在)によると、60歳以上の日系老人数は1,988人(うち女性305人)存在し、そのうち老人ホームに入所させる必要がある生活状況にある老人が数十人に達しているとしている。



老人家庭訪問調査風景



老人家庭訪問調査

なお今回の実態調査によって、16人の日系老人がアルゼンチン国側の老人ホームに入所していることが判明する一方、ブエノスアイレス市内の5ケースの老人家庭の生活実態調査の結果、老人ホームへの入所を希望している者は認められなかったが、日系老人宅で扶養されながら手伝いしている单身老人等、経済的あるいは家庭的にも不遇な状況にあるケースが認められたところである。

アルゼンチン国の年齢区分別人口比の推移

	1869年	1895年	1914年	1947年	1960年	1970年	1975(B)
0～19歳	53.3	50.3	49.1	40.8	39.2	38.3	37.3
20～59歳	43.0	46.1	46.9	52.7	51.8	50.9	50.9
60歳～	3.7	3.6	4.0	6.5	9.0	10.8	11.8

① Bとは estimate

③ 日系福祉団体の活動状況

亜国植樹協同組合（1953年亜国協同組合法に基づく社団法人）

当該組合は国際協力事業団の移住業務開始以前から実質的に日本からの移住者受入業務を実施しており、また本来的業務（以下主な業務内容）を通じ

（組合目的）

1. 移住地の設置、組合員への分譲賃貸
2. 亜国政府側植民地への組合員の入植奨励、あっせん
3. 農場経営、農耕技術指導、就職あっせん
4. 日常品、種子、農器具等経営上必要とする物品の共同購入
5. 生産物の販売、加工等

日系社会に深く根付いた民間団体であるが、現在組合員（現在約2,000人）の総意から、不遇状況にある老人、身障者を取容する福祉施設の建設を決意し、同組合創立20周年記念事業としてすでに1973年、120町歩（ミシヨネス州ガルアペー地区）を購入、植林を実施しており、将来その収益金を福祉施設の建設運営費及び利用施設である社交ホーム（日本の老人休養ホームに担当）の併設費用に充当すべく努力している団体である。現在高齢者福祉施設建設委員会が別紙の通り各種邦人団体の代表者27名によって設立されており、過去数回にわたって同委員会が開催され下記のような具体的な計画が進められている。また福祉事業を実施するために同組合の定款の変更作業も同時に検討がなされている。

（老人ホームの建設計画概要例）

土地 5町歩（ブエノスアイレス近郊）

建物 約2,150㎡（管理棟150㎡ 60名定員）

付属施設 小運動場 遊歩道 温室 作業室等、救急車3台

職員 13名

運営費 亜国政府 市の寄付 補助金 会員制による会費寄付 老人の収入等。

なお亜国内には、今回の予備調査の実施にあたって直接接触する機会を持つことはできなかったが、社団法人在亜日本人会、社団法人ロザリオ日本人会等（日系社会で福祉的活動を実施していると思われる諸団体）が存在しており、特に在亜日本人会（会長 宇野文平氏）側でも老人ホーム建設の声が上っていると云われているだけに当該組合との日系社会における福祉事業の実施に伴う機能調整あるいは一体的運営のあり方についての協調体制作りの必要が生じよう。

一方アルゼンチンにおいては、在亜日本大使館からの保護謝金については、十分活

用されていない状況にあり、現在PRが行なわれている。

4 アルゼンチン国の社会福祉の現況

社会福祉関係の行政組織

① Ministerio de Bienestar Social (社会福祉省)

Secretarias de :

Coordinación y Programación Social

(社会調整企画庁)

Salud Publica

(公共保健庁)

Seguridad Social

(社会保障庁)

Desarrollo Urbano y Vivienda

(都市、住宅開発庁)

Acción Social

(社会活動庁)

Subsecretarias de :

Menor y la Familia

(未成年、家族局)

Deportes y Recreación

(スポーツ、保養局)

Promoción de la Asistencia Social

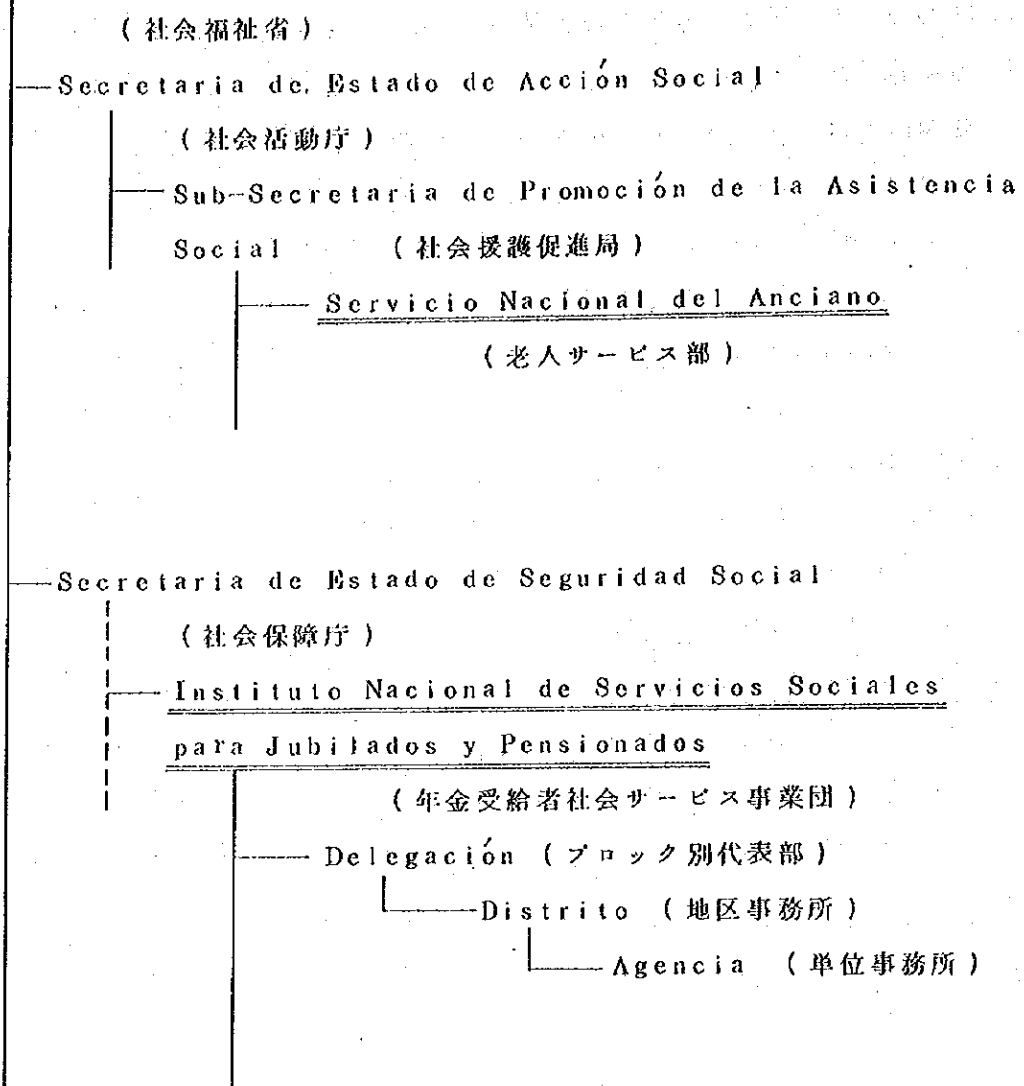
(社会援護促進局)

Servicio Nacional del Anciano

(老人サービス部)

②老人福祉に関する政府関係当局

○ Ministerio de Bienestar Social



社会福祉省 (Ministerio de Bienestar Social) は、社会調整企画庁、公衆保健庁、社会保障庁、都市・住宅開発庁及び社会活動庁の5庁から構成されている。そして社会活動庁の中に①未成年家庭局、②スポーツ保養局、③社会援護促進局があり、老人サービス部はこの社会援護促進局に属している。

また社会保障庁の配下に年金受給者社会サービス事業団 (Instituto Nacional de Servicios Sociales para Jubilados y Pensionados) があり下部組織として地方事務所、地区事務所が全国的に配備されている。

① 社会活動庁、社会援護促進局老人サービス部

老人サービス部は19人の職員(ほとんど女性)から構成されており、主として

老人ホーム関係の業務を実施している。

老人ホーム数

	国 立	州	市	私 立		計
				公 営	営 利	
地 方	13	18	45	136	64	276
ブエノスアイレス市	—	—	3	25～30	200～210	228～243
計	13	18	48	161～166	264～274	504～519

㊦ アルゼンチン政府は、1977年11月に全国の老人ホームの実態について、はじめて調査を実施したものであるが、統計上不備であったため現在再調査中のことである。なお、ブエノスアイレス市以外の老人ホームのベット数は約12,000床とのことであった。

(国の考え方)

1. 老人問題については、ここ10年前から重要になってきたもので(1975年推計60才以上の高齢人口比11.8%)、1964年までは課の組織にすぎなかった。
2. 1976年の老人問題全国会議で老人福祉法制定の決議があり、現在その作業に着手している。(注 日本老人福祉法の話をしたところ、ぜひ参考にしたいとのことであったので、帰国後国際協力事業団ブエノスアイレス支部を通じ老人福祉法の英訳文を送付済) 今後は当部の業務も老人ホームだけではなく、健康保持面の予防サービスや老後問題を学校で教育するなど啓蒙教育等も実施したい。また老人ホームについては、国が直接運営すべきでなく、州又は市町村レベルで実施するのが望ましいと考えており、今後は模範的なホームだけの運営にとどめ現在の数を減少していきたい。なお老人ホームの運営費や建設費については補助金を出しているが決った比率はない。最近、各州の老人ホーム担当職員及びホーム職員に対して研修も実施している。
3. 外国系の老人ホームについては、運営費を補助するよりも建設費を補助することが望ましい。その場合も創設時よりも増設する場合に補助することを通例としている。
4. 国では実施していないが、各州では老人ホーム以外にデイ・ホスピタル、休養施設、クラブが建設されつつあり望ましい傾向である。
5. アルゼンチンではアメリカのように核家族化への社会的変動は好ましいものとは考えておらず、やはり老人の幸福は家族と一緒に生活することであり、今後そのような行政運営をしていきたい。

② 社会保障庁、年金受給者社会サービス事業団 (Instituto Nacional de Servicios Sociales para Jubiladas y Pensionadas)

(組 織)

Delegación	Distrito	Agencia
(9カ所)	(10カ所)	

(加入者数)

家族を含め約300万人(年金受給者本人170万)

ブエノスアイレス市内 約70万人

(主な事業内容)

- ホームドクター制度
- 予防衛生(保健)
- ホームヘルプ・サービス(1 Agencia 5~10名配置
月額収入約20万ペソ)
- 老人住宅あっせん(代行手続)、融資制度有
- 老人ホームへの入所あっせん(直営3カ所)

(今後の方向)

- イギリスのホームドクター制を取入れたもの、創立7年の組織だけにこれから充実させていきたい。
- 直営老人ホームの増設
- 老人専門病院の必要

なお、ブエノスアイレス市の老人福祉課を訪問し、課長との話し合いをもったが現在市立の老人ホームが3カ所あり定員は2,300名であるが、今後約2,000人を老人ホームに入所させる必要があると考えており、本年12月には850名の老人ホームを建設する準備をしているとのことであった。また市内には私立の老人ホームが約200カ所あるが、市の監査で運営及び設備構造が老人の福祉からみて不十分なものである場合、強制的に閉鎖させることもあり、その場合はそれら老人を市立のホームに入所させる方針をとっている。

今後の方針としては、老人ホームの増設と共に大部屋から一居室を4人居室とするよう努力している。また老人ホームを分類化させる必要性について質問したところ、分化はかえって老人を虚弱させることになる。従って、同一の老人ホームの中で分類する現行方式の方が、より身体上健康にさせる役割を果たすメリットがあると判断しているので、今後もそのような行政姿勢を堅持するとのことであった。

退庁時、階下の4部屋ぐらいの各面接室では、老人ホームへ入所希望する老人又は家族が職員と面接を行っている風景に接したが、毎日かなりの人たちが入所申請に来所するとのことで印象深いものがあった。

(ラウンソン老人ホーム(市立)見学)

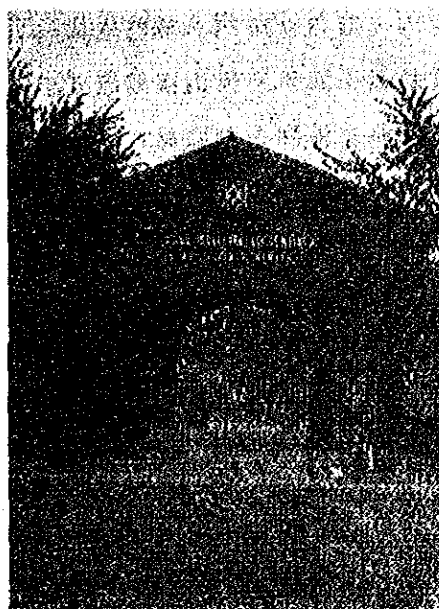
病院であった建物を老人ホームに改築しながら運営しており、訪問日(1月17日)現在180人であったが、近いうち50人分の居室が完成するので230人の定員になる予定とのことであった。職員は非常勤の医師を入れて11人、寮母60人、看護婦12人、その他ソーシャルワーカー、レクリエーション担当職員等10人、計93人が働いており、勤務体制は三交替制で、夜間は医師1人、看護婦3人が勤務につくようになっていた。なお日程としては朝食8時、昼食12時、お茶の時間3時30分、夕食は7時となっており、特別食も配慮されている。その他はまったく老人の自由となっており、外出はカードを提出すれば午後6時まで自由に町に出かけられることになっている。なお行事関係で日本の老人ホームと同じように運営がなされているものに、毎月実施する入所老人の誕生会や旅行(国内)があり、過去には希望老人だけではあったが、外国旅行をも実施したことがあるとのことであった。

(外国系の老人ホーム等の視察)

① イスラエル系老人ホーム(郊外ブルサッコ町)

1947年に組織が誕生したが、老人ホームを建設運営しはじめたのは1957年で現在地に移転したのは1963年とのことであった。

現在600人の老人が入所しており、そのうち200人は資力がないため無料で入所しているが、残りの400人は各々の年金受給額の80%を支払っており、20%は小遣銭として自由に使用できるよう手元に残される仕組みになっている。職員は200名働いており、月額運営費は約7,000万ベソ(入所者1人約12万ベソが必要とのこと)がどうしても必要とのことであった。この運営団体は、むしろアルゼンチン国の法人認可を受けているが、運営費の捻出方法として会員制が敷かれており、将来



イスラエル系老人ホーム

入所希望する者は年額5万ペソ払えばいつでも会員になれるシステムがとられており、この会費と入所者からの費用徴収額及び一般寄付金等によって賄われているわけである。

なお入所待機者は、現在500名にも達しており、また敷地内の教会は経済的理由から未完成のままになっており、いつ完成するかわからないとのことであった。

従って母国イスラエルからの財政的援助は皆無であり、母国の苦しい状況を思えばむしろこちら側から送金をしなければならない心境にあると、我々を案内した団体幹部の発言であった。

② イタリア系精神薄弱児(者)施設

500人の精神薄弱児者が大規模な敷地の中に点在しており、その中には20名の修道女失明者ホーム及び老神父用の老人ホームが設立されていた。職員は、90名であるが、そのうち40名は神父及び修道女であり無料で奉仕するという職員構成であった。1カ月の運営費は3,000万ペソと非常に少額であるが、これは拡大な敷地には、パンの原料である小麦から野菜類まで大型農耕工作機械によって自給自足体制が取り入れられているためである。むしろ母国イタリアからの資金援助はなく期待したこともないとの経営者側からの話であった。

5 考 察

(1) 高齢者に関する生活実態調査の必要性

今回の予備調査の実施にあたって重国で接触、ヒアリングの場をもった民間団体は、重国拓植協同組合のみであったが、同組合は昨年10月アンケート調査を実施し、80%の回答を得たとされているが、その調査内容及びその集計結果について入手することができず、ただ60歳以上の老人数が約2,000人であった旨の報告を得たのみであった。そこでその調査内容として扶養親族状況、老人の経済能力(自活能力)、日常生活動作能力等が調査されており、客観的にみて要援護性、特に老人ホームに入所するニーズが明らかに顕在化しているかどうかの確認がまず必要である。しかし、そのような調査データがないとすれば生活実態及び福祉ニーズの現状について、まず実態把握に努めることが先決であり、その場合も単に急を要する老人のための老人ホーム建設が唯一の解決策とするのではなく、在宅を拠点とする援護活動相談事業等の体系的総合的援護のあり方について検討がなされる調査内容とすることが必要である。その意味から、1977年10月、プエノスアイレス市内に「うるま老人クラブ」が誕生し、現在104名の会員にまで発展してき

ており、今後同クラブが単に会員同志の親睦の範囲にとどまることなく、広く地域社会の日系老人に対する各種援助の担い手になれるよう進展することを期待するものであり、また同国内でのクラブ活動の発展を望みたいものである。

(2) 福祉活動実施に伴う日系諸団体の協調体制の確立

亜国拓植協同組合では昨年11月他の日系の福祉団体をも含めた高齢者福祉施設建設委員会を設置し、今日までの回同委員会を開催し、老人ホーム建設の具体的計画立案に着手している一方、今回の実情調査で接触することができなかった在亜日本人会等においても、すでに福祉的活動の実績を有しているようであり、しかも亜拓組合とは別に老人ホーム建設の計画もあるとのことであり、現在両者間には緊密な関係が保たれていないようである。

このような協力体制に欠ける姿は日系社会の福祉向上にとって誠に不幸な現象であり、一日も早く正常化され、福祉関係諸団体が一致協力して福祉事業が推進されることを期待するものであるが、今後亜拓以外の団体による福祉活動の現状及び将来展望について実情把握に努めることが肝要であろう。

(3) アルゼンチン国の福祉対策の活用及び外国移住関係団体の福祉対策の現状

アルゼンチン国の所得、医療等の社会保険は制度的にはブラジルよりも遅れて発足しているが、移住政策の影響もあって人口の高齢化は高く、従って高齢者の福祉行政組織もそれなりに体系化されている。また、老人福祉分野における対人福祉サービスも施設サービスと在宅福祉サービスに大別できるが、現在はその量の拡大とともに質の充実に力を注ぎ始めている状況といえよう。しかし、日系老人の場合、過去の職歴が組織雇用者であったよりも自営業的職業に主として従事してきた経緯もあって、十分に福祉制度を活用している段階に達しているとは思われなく、わずかな年金と老人ホーム利用が中心となっている。

一方、移住他国の福祉団体の活動状況についてデータを入手することは困難であったが、イタリア系精神薄弱者(児)総合施設(失明修道女施設及び老神父向老人ホーム併設)及びイスラエル系老人ホームを視察したわけであるが、いずれも本国政府からの援助はなく会員制による会費、寄付(進出企業含む)等により運営されており、亜国からの援助も受けていない。本調査事項については時間をかけ、継続的に調査を実施することが求められる。また同時にアルゼンチン国内における社会福祉に関する学校教育がどの程度の水準で実施されているか、また同国の老人福祉分野における各種福祉施策の現状把握及び同活用方途という点についても今後詳細に調査する必要がある。

(資料)

① 高齢者福祉施設建設委員会の名簿

所在地 アルゼンチン拓植協同組合内

Ay. Belgrano 1410 Es. Aikes (電) 38-2438

		(所属団体名)		
委員長	池田 信雄	アルゼンチン拓植協同組合		相談役
副委員長	安斉 儀助	アルゼンチン拓植協同組合		組合長
	在ア日本人会代表 在ア沖縄県人連合会代表 仲村 正喜	在ア日本人会 在ア沖縄県人連合会		
幹事	猪狩 不二雄	アルゼンチン拓植協同組合		副組合長
副幹事	渋谷 竹彦	アルゼンチン拓植協同組合		副幹事
	山田 ホルヘ	"		
会計	服部 豊三郎	在ア日本人カトリック協会		会長
副会計	秋山 幸光	アルゼンチン拓植協同組合		相談役
監査	玉城 源五郎	アルゼンチン拓植協同組合		監査
	入江 正治	"		
相談役	安東 定夫	アルゼンチン拓植協同組合		顧問
	賀集 九平	"		
委員	大城 義雄	アルゼンチン拓植協同組合		会計 顧問 顧問 顧問 相談 相談 監査 会長 会長 会長 社長 社長 社長 社長
	清水 川広	"		
	勢理 客宗	"		
	知念 繁雄	"		
	小池 七郎	"		
	小木 曾嘉	"		
	光田 正三	教育基金推進管理委員会		
	宮里 良功	うるま老人クラブ		
	興儀 正顕	在ア日本人共済会		
	森田 カルロス	日ア医療組織		
	菅井 栄四	亜国日報社		
比嘉 良秀	ラブタ報知社			
伏見 真治				
吉宮 忠雄				

② 「社会援護促進局」所属の老人ホーム入所規則

序 章

第 1 条 この規則は、現行の機構に基づく老人問題に関する組織及び本局所属の老人ホームにおいて適用を義務付けられるものとする。

第 2 条 前条にかかわらず、各ホームは入居者の個人の自由を最大限尊重する生活システムの中で、調和ある共同生活を確保するための最低不可欠な基準を有する独自の内規を作成し、上部機関の決裁を得るものとする。

第一章 入・退所方法

(入 所)

第 3 条 入所に必要な条件は次の通りとする。

- a. 申請時に 60 歳に達していること。
- b. アルゼンチン国内に永続的住所を有すること。
- c. 自己資産を所有しないこと。退職年金、恩給、その他の収入がある場合においては、その額が生活の維持に十分でないとき。
- d. 法律による扶養義務者にして扶養能力ある家族を持たないこと。
- e. ホームへの入所希望を文書により表明すること。
- f. 入所可否を検討するための福祉事務所の面接を受け、自己の社会・経済状態に係る宣誓証言を行うこと。
- g. 定められた医療機関において精神・身体検査を受けること。当該医療機関が当人に適当と認める入所先を決定する。

距離的又は身体不随を原因として前記医療機関への移送が困難な場合は、国、州又は市立機関発行の次の証明書を提出しなければならない。

精神病、伝染病に罹患していないこと。胸部レントゲン、血液、尿検査票添付。歩行可能且つ自身の身の回りの処理能力を有すること。視力を有するか又は盲目であるか。

以上の書類は所定の医療機関に提出され、通常の老人ホーム、盲目又は回復不可能障害者老人ホームのいずれに該当するかを決定されるものとする。

(手 続)

第 4 条 入所は本人により直接申請されるものとする。但し、これが困難な場合は、第三者又は文書により処理することができる。

第 5 条 ホームには登録簿を備えるものとし、次の事項を記録する。

- a. 申請者の氏名、住所、身分証明書
- b. 入所申請日付
- c. 申請書の施設入所日付
- d. 入所したホーム名称

申請は提出順に余白を残すことなく記入されなければならない。

第 6 条 申請者が第 3 条の必要条件を満たしている場合、現行機構に基づく所轄機関は、収容能力の範囲で、3 ヶ月間の仮入所を許可するものとする。当該期間を経過した後は、当該老人の在所が不相当と認められない限り、確定入所に切り替えられるものとする。不相当と認められた者についてはホームは直ちに、入所手続書類を付し、退所又は移管の必要処理を行って当該老人の退所を求めなければならない。

第 7 条 欠員が生じたときは、発生 1 2 時間以内にその理由を付し報告しなければならない。各ホーム管理当局は欠員状況記録のため毎月 5 日までに、受入可能人員数、前月入・退所人数、その氏名と日付、出所理由を記入した名簿を提出するものとする。

第 8 条 入所申請者数が受入可能人員数を上回る場合は、次の事項を勘案の上、入所を許可するものとする。

- a. 住宅がない。
- b. 生活維持の方途がない。
- c. 食事の提供を法的に義務付けられた家族がない。
- d. 食事の提供を法的に義務付けられた家族はいるが、経済的に困難な場合。
- e. 入所申請日付

第 9 条 各入所許可に当っては、ホーム別に次の書類を付した入所者カードを備えるものとする。被収容者の経済・社会資料アンケート、付属報告、医師診断書、入所許可書、所長宛の被収容者紹介状コピー。退所時には、出所通告書を加え退所者カードに保管するものとする。

(移送・交換)

第 10 条 他施設への移送は、本人が申請し、移送先に欠員があり且つ担当医が移送を勧告した場合に許可されるものとする。

交換は、他の施設にその可能性がある場合に許可されるものとする。

(退 所)

第 11 条 退所は自発的意志又は他の福祉施設への移送によることができる。

前者は本人の申請により与えられる。他施設への移送は、身体的或は精神的健康が当該ホームの生活様態に適合できないときに行われる。

第二章 援 護 制 度

(入所者の権利)

第 12 条 入所者は次の権利を有するものとする。

- a. 清潔且つ快適な宿泊設備及び不可欠な家具を使用すること。このため個人家具の所持は認められないものとする。
- b. 本人又は家族に購入能力ない場合は、ホーム備品の衣類、靴を使用すること。
- c. 適当な質及び量の食事を受けること。
- d. 内規の定める方法、時間に基づき、ホームの全ての設備を使用し、サービスを受けること。
- e. 規定に従って毎月支給される小使いを受領すること。
- f. 面会を受け、毎日又は臨時の外出を行うこと。
- g. 各人の好み、適性及び身体条件の許す範囲で、ホームが組織する労働に従事すること。
- h. ホームが組織する娯楽・文化活動同じく散歩、探訪及び旅行等に参加すること。
- i. 能力に応じホーム協力者に協力すること。
- j. 諸サービスの改善に寄与すると思われる進言を行うこと。
- k. 自己の信ずる宗教が尊重され、その宗教行事を申請した際には、最も短期間に応対されること。

(入所者の義務)

第 13 条 入所者は次の義務を負うものとする。

- a. 素行を良好に保ち、規則並びに監督者の指示するところを守り、共同生活の基礎としての相互尊敬に基づくこと。

- b. ホームの秩序と調和を乱す原因となる議論を挑まないこと。
- c. 他の入所者との間に発生するあらゆる紛争についてはホーム管理事務所に通告するものとし、私的制裁によつてはならないこと。
- d. 入所者の健康保持、環境衛生維持のために行われる衛生対策、定期検診に従うこと。
- e. ホーム所属医師の指示する食事規則を守ること。
- f. ホームの管理者が指示する各自の衛生、身だしなみ規則を遵守すること。
- g. 諸設備、家具、その他のホーム備品及び貸与衣類を完全な状態に維持するために協力すること。
- h. 身体条件が許す場合、ホームの清掃、食堂の準備、その他の仕事に協力すること。
- i. 定められた時間割り、面会、外出、一時退所規則を履行すること。
- j. 政治、人種、労働又は組合運動についての勧誘を行わないこと。
- k. 入所時に所有貴重品を申告し、管理事務所に預託し受領証を受けること。

(医療援護)

第14条 予防医療援護は入所前及び入所期間中の定期検査に於いて臨床診察、X線検査を以って行われるものとする。

第15条 治療援護はホーム内医療部又は患者の容態が特殊処置若しくは入院を必要とする時は部外に於いて行われるものとする。

第16条 入所者はホーム内又は、部外診療所で歯科全般の援護を受けるものとする。

(社会福祉司)

第17条 ホームの社会福祉司は、入所者の個人問題につき世話をし、家族との関係を緩和せしめ、交友関係を深め或は新しく友人を作り、健康上の法的な或は経済的、感情的面を考慮の上労働及び娯楽活動を促進して入所者の福祉を図るものとする。同じく、グループ編成を促し、参加者の関心と必要性に応じたプログラムによつて人間関係の改善、協調精神と責任感の昂揚に努め、老人に自分達が有益且つ社会的に望まれる目標と達成する能力があることを自覚せしめるものとする。

(娯楽、労働活動)

第18条 娯楽並びに労働活動は基本的に重要なものと認め、個有の及び共通の手

段を用いて実施するものとする。映画上映、演劇、演芸、散歩、ピクニック、休暇旅行を編成し、常に入所者の活発な参加を奨励するものとする。

労働活動に於いてはその目的が、老人が人格の全力をあげて自己の可能性を評価し、趣味と能力を発見し、バイタリティを回復し、消極的行動を積極且つ有効行動に替えることにある点を考慮し、本人の個人的能力と好みを斟酌しなければならぬ。

ホームの医師は、各人の身体状態に基づきそれぞれが従事できる労働を助言し、労働活動への参加を許可するものとする。

(小遣 銭)

第19条 全ての入所者は、入所時から小遣いとして手当を受領するものとする。この手当は調和ある共同生活を奨励し、良素行、清潔、朋輩愛と協力精神に対する報奨の目的を有するものである。

第20条 第19条の評価は、毎月ホーム所長及び所長が指名する職員2名によって0から5点法により行われるものとする。

第21条 獲得点数の金額換算は現行小遣規程の定めるところによるものとする。

第22条 精算と支払いは2カ月毎に実施するものとする。

③ 老人ホーム内規

この内規は省令772/74の補助規程である。

(入 所)

第 1 条 入所者は入所に当り上級機関の許可を証明する文書を提出するものとする。

第 2 条 個人カード整備のため次の記録を提供しなければならない。

- a. 身分に関する資料
- b. 緊急時に連絡可能な近親者の氏名、住所。
- c. 収入（証書提示）
- d. 入所前の職業、職種、地位
- e. ホームに於いて従事可能と思う活動
- f. ホームに持ち込む貴重品、所有物

第 3 条 管理部は入所者に対し、ホーム側との連絡は社会福祉司及び（又は）監守を通じて行い、その指示を受け且つ各種サービスに関する照会、進言を行うことができる旨通告するものとする。

事態がそれを要求する場合は、直接ホーム責任者に通ずることができる。

第 4 条 入所者は関続の上、本内規の定めを履行することを約束するものとする。

(貴 重 品)

第 5 条 事務局は、老人が入所時に所有する貴重品を保管預りし、受け取りを発給するものとする。また入所者は入所後の貴重品取得に関する情報を事務局に通告しなければならない。

第 6 条 現金は国立「貯金・保険金庫」の個人口座又はホームの「第三者基金」口座に預けなければならない。

第 7 条 入所者は何人といえども他の入所者の所有貴重品を保管し、又は管理することを許可されないものとする。

第 8 条 管理部はその保管物以外の貴重品の盗難、紛失について責任を負わないものとする。

第 9 条 所有者が死亡した場合の貴重品の取扱いは現行法規によるものとする。

(施設の使用法)

第 10 条 入所者には共同部屋を提供する。

部屋の変更は管理部が個人及び業務上の必要に基づき決定する。

第 11 条 寝室内に於いては、次の事項が禁止される。

- a. 夜間に (出入口) 扉を施錠しておくこと。
- b. 食事を作り、生鮮食料及びアルコール飲料を保存すること。
- c. 加熱器を所有すること。
- d. トランク、かばん等を保管すること。
- e. 火鎗、刀剣等武器を所有すること。

第 12 条 入所者は管理部が定める時間割りと方法により、ホームの全施設サービスを利用することができるものとし、これらの保存と維持に協力することを約束するものとする。

(個人及び環境衛生)

第 13 条 入所者は管理部が定める個人並びに環境の清潔、衛生を尊重しなければならない。

- a. 常に身体、衣服を清潔、端正に保つように心がけること。
- b. 定められた日時の入浴を義務とする。但し医師の指示あるときはこの限りでない。
- c. 諸施設の清掃と整頓に留意し、そのための作業に参加すること。
- d. 寝室の日常整頓を受持つこと。但し健康状態がこれを不可とするときはこの限りでない。重作業は職員が行うものとする。
- e. タンス類の整頓状態については、本人立会いのもと定期検査が行われるものとする。

(食 事)

第 14 条 食事は定められた時間に食堂で供されるものとし、医師の指示あるときに限り寝室に運ばれるものとする。

第 15 条 特別措置については医師の許可を要する。

(入所者間及び職員との関係)

第 16 条 相互に尊敬と端正な交際を以って調和ある共同生活に留意しなければならない。

第17条 職員との接触には友好的且つ節度ある水準を保つものとし、なれなれしい態度をとってはならない。

第18条 職員に報酬を提示してはならない。

(外出と面会)

第19条 入所者はその心身状態が許容するとき限り、事前にホーム管理部と合意した時間割りに基づき且つ行先きを通告の上、毎日外出することができるものとする。

第20条 単独で外出困難なときは、家族、友人又はホーム職員の同伴によることができる。

第21条 外泊は文書申請し、管理部の許可を受けなければならない。

第22条 外出又は外泊の際、定められた日時に帰所できないときは、その理由を付し直ちに届け出るとともに必要期間の延期を申請しなければならない。酩酊状態での帰所は重大な違反とみなすものとする。

第23条 入所者は定められた時間と場所に於いて、毎日面会を受けることができる。この場合、訪問者は事前に管理部に出頭し、個人データを記録されるものとする。

(医療)

第24条 入所時及び定期検査の受診は入所者の義務とする。

第25条 医療はホーム所属医が行うものとする。入所者が他の医師によって診療された場合、所属医はその処置を承知しておかねばならない。

第26条 入所者の症状が入院を要するときであって、共済制度に加入していない場合、公的病院への入院手続きをとるものとする。

(福祉司)

第27条 福祉司は入所者の個人的問題につき世話し、その福祉に努力するものとする。

第28条 入所者はその趣味、能力に応じ福祉司が組織する作業、娯楽、文化活動に参加・協力するものとする。

(宗 教)

第 29 条 入所者はその所属する宗教行事に参加し、その代表者による精神的介助を要請することができる。

第 30 条 ホーム内で行われる宗教行事への参加は自己の意志によるものとする。

(退 所)

第 31 条 入所者は自発的に滞在を打ち切ることができる。この場合、その決定を明記した「自己退所記録」に署名しなければならない。

第 32 条 外出許可期限経過後帰所せず、延期申請の通知もないときは自己退所したものとみなし、退所手続きがとられるものとする。

第 33 条 次の場合は強制退所の要因となる。

- a. 入所を必要とした原因が消滅したとき。
- b. ホームの生活規則に合致しない心身の疾患を有するとき。
- c. 恒常的規則違反又は重大な違反を犯したとき。
- d. 外出中に物乞いをしたとき、違反を犯し又は良俗に反する行為、又は犯罪行為ある場合、この場合は警察に通報するものとする。

第 34 条 第 33 条に定める退所は、ホーム管理部の要求に基づき、当該老人の入所を許可した上級機関により決定されるものとする。

④ 老人サービス部に属する老人ホーム一覧

(施設名)	(所在地)	(収容能力)	(活動)	(区分)
ISABEL BALESTRA ESPINDOLA Y LEA NELLER VACK	Optan.Gral. Rambn Freyre 4267 - Capital T.E. 70-8877/701-7201	64	作業、手芸教育	通常の60歳以上女子収容の ホーム
BARTOLOME OBLIGADO Y CASIMIRA LOPEZ	Gaspar Campos 1875 Bella vista - Pcia.de Buenos Aires T.E. 656-0250	42	同上	同上
PEDRO ANDRES BENVENUTO	Ruta Nacional No.7 Km.49500 - Gral.Rodriguez Pcia.de Buenos Aires T.E. Gral.Rodrigues 90	83	幾何作業、家事教育	通常の60歳以上男女
NUESTRA SENORA DE LUJAN	Jose Marfa Drago y Azara - Burzaco Pcia. de Buenos Aires T.E. 299-0417/ -0049	175	袋函、ブラシ製造、 印刷、製本、人形作り	通常の60歳以上男子ホーム
PABELION RESIDENCIAL PARA ANCIANOS DE JOSE LEON SUAREZ	Avda.Márquez y. 9 de Julio - José L.Suárez Pcia.de Buenos Aires	69	手作業、作業手伝い	通常の男女60歳以上
SANTA ANA	Juan M. Campos 1801 Villa Zagala - Pdo. Gral. San Martin-Pcia.de Bs.As. T.E. 755-2261	145	織作業、陶芸	60歳以上、盲目女子
SAN JOSE	Juan M.Campos 1801 Villa Zagala - Pdo.Gral. San Martin-Pcia.de Bs.As. T.E. 755-1212	150	手作業、陶芸	60歳以上、盲目男子
SAN CAYETANO (anexo al Hogar San José)	Juan M. Campos 1801 Villa Zagala - Pdo.Gral. San Martin-Pcia.de Bs.As. T.E. 755-1212	52	レクリエーション	回復困難障害者男女

GENERAL NICOLAS LEVALLE	Uruguay y Rivadavia Lago Epecuén - Carhué Pcia. de Buenos Aires T.E. Epecuén 27	96	ホーム内作業補助	通常の60歳以上男女
BERNARDO Y JUANA ERRECART DE CARRICART	Avda. San Martín 83 González Chaves - Pcia. de Buenos Aires T.E. González Chaves 135	50	手芸、図工、絵画、 教育、ホーム作業 補助	通常の60歳以上男子
JUANA SARRIEGUI DE ISTHILART	Guemes y Avda. Isthilart Concordia - Provincia de Entre Rios T.E. Concordia 1096	56	ホーム作業補助	通常の60歳以上男女
DOCTOR AMADEC SABATTINI	Villa de Soto - Dpto. Cruz del Eje - Provincia de Córdoba T.E. Villa de Soto 12	35	農園、家事	同上

IV ブラジル国

1 予備調査日程

1月20日(日)

午後4時15分 SC933便でサンパウロ着

21日(月) 調査資料の整理

22日(火)

午前9時 在サンパウロ日本国総領事館表敬訪問、日伯援協、老連
救済会訪問挨拶及びサンパウロ支部での日程調整打合せ

午後2時 日伯援護協会からのヒアリング聴取

23日(水)

午前 } 日系福祉施設であるサントス厚生ホーム(老人ホーム)、
午後 } 憩の園(老人ホーム)及びやすらぎホーム(精神障害者
社会復帰施設)

24日(木)

午前10時 ブラジル系老人ホーム、サンベドロ老人ホーム視察

午後1～4時 老人家庭訪問

午後4時30分 老人クラブ連合会からのヒアリング聴取

25日(金)

午前10時 単位老人クラブの会合に出席

午後2～6時 日系福祉関係者との打合せ会議、懇談会

26日(土)

午前10時 日系各種新聞社との会見

午前12時 総領事公邸昼食会

午後2時 ドイツ系老人ホーム視察

27日(日) サンパウロ発 ベレン着(SC250) Hotel Regente

28日(月)

午前7時30分 老人家庭訪問(カスタニャール地方)

午後6時

29日(火)

午前9時 在ベレン日本国総領事館表敬訪問及び
アマゾンヤ日伯援協、ベレン支部等訪問

午後 老人家庭訪問

1月30日(木)

午前8時 老人家庭訪問
午後5時

31日(金)

午前10時 老人クラブ関係者との懇談会
午後1時 ブラ州立老人ホーム及びセント・アントニオ老人ホーム
(私立)視察

2月1日(土)

午前0時 ベレン発(RG800)
マイアミ経由ロスアンゼルス着

2日(日) ロス泊

3日(日) ロス発成田着

2 日系老人の状況

在外日系人が最も多く居住している国はブラジルであるが、昭和53年10月1日現在77万8,509人であり、そのうち日本国籍保有者は13万6,536人に達している。(外務省調査)

そこで60歳以上の老人が、どの程度の比率になっているかを推計してみると、まず1970年にサンパウロ総領事館実施による2,000世帯のサンプル調査の60歳以上の比率21.7%を乗ずると約29,600人、また1977年10月にサンパウロ総領事館及びサンパウロ日伯援護協会が同総領事館管内を対象に実施した在伯邦人実態調査によれば、60歳以上老人の比率は37.9%であるので、その比率を乗ずれば5万1,700人と推計されるわけで、いずれにしてもブラジル国内の日本国籍保有老人数は約3万人から5万人程度存在していると推定されるわけである。なお日系高齢者の生活状況(76年調査、日伯援護協会実施)の概要については次のような結果になっている。

(1) 「ひとり暮らし」の老人は総数1,583の内2.9%であり、配偶者と別れた後(生別又は死別)子供夫婦の家族又は未婚の子らと同居しているもの31.5%に及び併せて34.4%を占める。

前者の「ひとり暮らし」は都市居住老人(以下「都会」を以て表わす)の場合3.8%を占めるのに対し、農村居住老人(以下「農村」を以て表わす)は1.1%に過ぎず、都会に住む高齢者の孤立化が目立つ。

- (2) 老人の54.4%が家族と同居し「扶養」されており、都会が約6割を占めているのに対し、農村は4割に過ぎない。
- 自らの働き（職業収入）により自立している老人は農村が32.4%の高率を示すのに比し、19.1%と低位にあるのが都会である。その内「年金」の交付を受けているものは平均6.6%に及ぶが農村の4.3%に対し、都会は7.8%である。
- (3) 暮らしむきで殆ど暮らせない、行き詰まっている「困窮老人」は都会に0.5%あるが農村には見当たらない。但し、毎月赤字の暮しで「苦しいもの」は農村1.3%に比し、都会1.1%である。たまに借金をしてやりくりをつける「やや苦しいもの」は農村に4.8%、都会に3.7%となっている。
- (4) からだの不自由な老人は総数の54%を占めており、その内視力の衰えを訴えるもの31.4%、足の不自由なもの21.7%、聴力の低下しているもの18.4%となり必然的な老化現象の現れと見られるが、「白内障」や「緑内障」による失明者が1.6%、「ねたきり」1.3%と行動の自由を奪われたものが2.9%に及んでいる。失明者は都市、農村ともほぼ同率であるが、「ねたきり」は都会の0.8%に対し、農村が2.5%と意外な高率を示している。
- (5) 老人のなやみの第1位は「小遣いの足りないこと」12.3%であり、農村が2.9%に対し、都会が16.1%と住み辛さをありありと見せている。第2位が「健康」で11.1%を占め、これ又農村の8%に比し、都会は12.4%と高率である。第3位のなやみは「ブラジル語のわからぬこと」4.9%であり、異邦に於ける日系老人の意志の疎通を欠く悲哀でもある。
- (6) 老人の月に入手する平均所得を見るに「最低給与の半額に満たないもの」は平均20.4%を占め、都会17.5%に対し農村26%、それより少し増額の「最低給与」をもらうものは平均15.5%であり、都会の14.9%に対し農村17%となっている。その逆に「最低給与の5倍以上」を手に入れている恵まれた老人は総数の33.7%を占め、都会が42.2%を示すのに対し農村は16.8%となり、所得差が目立つ。
- (7) 別れた配偶者（死別）の亡くなった年齢は61～65歳代が14.7%、66～70歳代が16.5%、71～75歳代が13.8%であり、青壮年期に倒れた率はかなり低い。配偶者の死因は脳卒中（18.6%）ガン（17%）心臓病（14%）の順位となり、日本と同じく長生きを阻む「三悪」に倒れているが、日本の脳卒中で倒れたもの（27.7%）に比し、低位であるのは注目に値する。
- (8) 老人の持家率を見るに、自宅を有するものが農村では56.2%を占めるのに対し、都会ではその半数以下の22%に過ぎない。それに反し借家住まいは都会の24.1%

％に比し、農村は5.7％である。

(9) 住居関係では都会が煉瓦造り90.5％であるのに比し、農村は木造建築が86.5％と対照的なのが目立つ。これは開拓地の特性と見られる。しかし、光熱関係ではいずれも電灯、水道、ガス（液化も含む）の普及率が93.0％代であり、高度の文化生活水準に達していることが明らかになった。

〔老人の希望の状況〕

A.	希望事項	実数	比率	比率(M, A)
	1. 同性の同年頃の話相手	83人	4.9%	5.3%
	2. 異性の話相手	34	2.0	2.2
	3. できれば再婚したい	8	0.5	0.5
	4. 自分の個室がほしい	24	1.4	1.5
	5. 趣味をもちたい	42	2.5	2.7
	6. ブラジルの名所観光	227	13.4	14.3
	7. 訪日	617	36.5	39.0
	8. 帰国(引揚)	11	0.7	0.7
	9. 社会の役に立ちたい	93	5.5	5.9
	10. 自分の役割(仕事)をもちたい	79	4.7	5.0
	11. 別居の子とのつながりがほしい	24	1.4	1.5
	12. 現状に満足	404	23.9	25.5
	13. その他	47	2.8	3.0
	合計	1,693	100.0	107.1 (1,583人)

注) 調査対象 1,583人

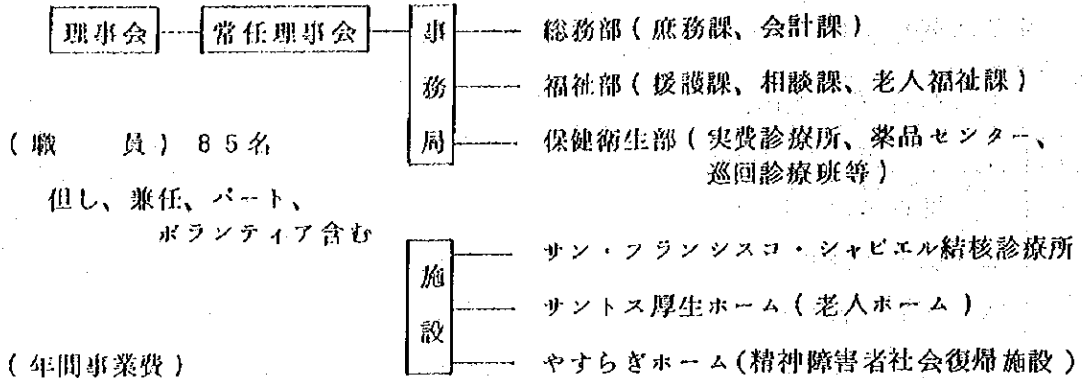
B.	希望事項	実数	比率
	1. 健康診断	129人	10.5%
	2. 有料老人ホームを	8	0.7
	3. 無料ホームに収容してほしい	20	1.6
	4. 老人クラブがほしい	90	7.3
	5. 子から小づかいをもっと	25	2.0
	6. 老齢年金がほしい	515	41.7
	7. 老人のための病院	213	17.3
	8. 老人のための相談機関	232	18.8
	9. その他	3	0.3
	合計	1,235	100.0

3 ブラジル国内の福祉対策

(1) 日系福祉団体による福祉活動(南伯)

A. サンパウロ日伯援護協会(1973年法務省の連邦公益団体として認可)

(組織機構) (会長 竹中 正氏)



(年間事業費)

1977年度 17,187,846 クルゼイロ

(事業内容)

援護課

医療扶助、生活扶助等の援護活動が中心、その他帰国援助、生活指導、葬祭等を実施。1977年度の年間保護者数2,329件(年間1人当たり2,060クルゼイロ)また面接調査指導2,045件(家庭訪問64件、来所面接1,889件、病院、社会施設訪問92件)を実施している。

なお、新規登録保護者223人のうち、60歳以上老人は71人で主な相談は、精神関係17人、結核6人、ガン4人、その他医療19人、老人ホーム入所8人(うち5人入所)生活一般8人等となっている。

相談課

主に労働、法律、家庭内の悩み、非行防止、転職のあっせん等の相談業務。77年度の取扱い実績520件、うち新規登録は403件となっている。(一般相談297件、法律相談106件)相談傾向としては、若い人の相談ケースは減少を示し高年齢者層が48%(194人)を占め、財産処理、不動産処分、相続等を主とした法律相談、老後の余暇利用、無拠出老齢年金の取得手続等が中心になってきている。

老人福祉課

老人福祉週間の実施、老人クラブ活動の育成後援、ブラジル老齢年金取得あっせん、月刊「ブラジル老壮の友」刊行協力等が主な業務となっている。

・サントス厚生ホーム（老人ホーム）

1974年6月、国際協力事業団所有の「サントス移民の家」を無償払い下げを受け、今日迄運営してきているホームである。

（施設規模）

敷地面積 1,000 m²
 建物面積 850 m²（本館1棟他3棟、いずれも2階レンガ建）
 定員 60名（改築予定のため、現在47名）
 職員 9名（ホーム長1名、生活指導員1名、事務員1名、寮母2名、調理員3名、雑役1名）

（入居者の状況）

60歳以上 38名（全く身寄りなし26名
 身寄りあるも家庭生活不可12名）
 60歳以下 9名（心身障害をもつ病弱者7名
 生活困窮母子2名）

（月平均運営資金）

収 入		支 出	
寄付金（月額）	7,400	管理費	500
寮費一部負担	3,200	人件費（8人分）	25,000
作業収入	1,150	生活費	25,000
雑収入	2,000	医療費	1,600
本部補助	15,300	生活指導費（こづかい）	1,600
		その他	10,000
計	68,200	計	68,200

④ 日本船舶振興会より1億円の寄付、本年度から除々に全面改築の予定

（日伯援協の老人福祉対策上の希望事項）

1. 資金不足（保護謝金の増額）
2. 従事者確保困難（低賃金重労働のため）、指導者不足
3. 医療対策の整備（資金と器材等の確保、70才以上無料健康診査）
4. 老人クラブ指導育成の資金、指導員の不足（連合会への資金補助）
5. 老人福祉センター建設を願っているが資金不足で実現困難
6. 毎年の老人週間に政府筋の経費による講師派遣（強く希望）

7. 軽費、有料各老人ホームが必要とされるが、資金、人材難で実施できない。
8. 強力な資金源確保のため「コロニア老人福祉基金」の設立をはかり、その利益により対策の充実強化をはかりたい。

B. 救済会（1971年連邦公益団体として認可）

前身は1942年6月からスタートした「聖市カトリック日本人救済会」であったが、事業の発展のため1953年5月、現在の名称に変更したものである。

（事業内容）

1. 老人ホーム「憩の園」経営
2. 主にサンパウロ州内の一般老人の福祉活動

（組織機構）（会長 渡辺 マルガリーダ女史）

理事会—専門委員会（財務、渉外広報、憩の園、保健厚生）—地区連絡会

本部職員 15名

憩の園 27名

↓
10グループ
160名の地区委員

・憩の園

1958年開園、サンフランシスコ修道院が神学校建設時に建物付きで土地25万㎡の寄付を受けたもの

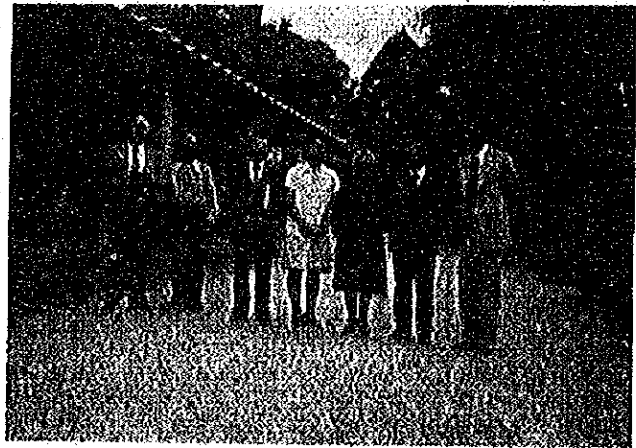
（施設規模）

敷地

25万㎡

建物

4,181㎡



サンパウロ救済会経営の老人ホーム「憩の家」

（旧館1,747㎡ 新館（1967年）964㎡

特養棟（1976年）593㎡ その他 倉庫、牛小舎、豚小舎等）

（現在員）

140名（男64名、女76名）

（月平均運営費）

30万クルゼイロス 収入源 会員会費収入 53%

寄付金 37% 政府助成金 5% 事業収入 5%

⑩ 政府助成金とは連邦政府からの補助金ではなく、連邦議会議員が自由に使用できる費用から寄付されたもの。

C. ブラジル日系老人クラブ連合会（1975年8月結成）

1972年当時まで老人の親睦団体的集まりが8グループ存在、しかし1973年、木村健一氏（日本老壮福祉協会理事、雑誌「老壮の友」編集長）の老人クラブ活動啓蒙運動により急速に発展してきたものである。

会長 田中丑子氏
事務局職員 2名



サンパウロの単位老人クラブの会合に出席

老人クラブ及び会員数の現状（昭和54年1月現在）

サンパウロ州	83クラブ	5,935人
パラナ州	7	308人
マツトグロソ州	6	256人
リオ・デ・ジャネイロ州	1	85人
ミナス・ガライス州	1	50人
ゴヤス州	1	45人
パラ州	1	165人
計	100クラブ	6,844人

（事業内容）

1. 日系老人クラブ全伯大会 （本年第4回目）
2. 老人クラブ指導者研修会 （本年第7回目）
3. 奥地老人クラブ一日研修会 （本年第1回目）
4. 老人週間 （本年第9回目）
5. 全伯老人クラブ芸能祭 （本年第3回目）
6. 「老人クラブ講座」 （本年第1回目）
7. 機関誌「ブラジル老壮の友」刊行 2,800部 （1部3クルセイロ）

8. 運営資金の造成、協力券の発行（3万枚 単価20クルセイロ）

（運営資金） 1979年度 880,820クルセイロス

収入 協力券発行、各種広告料、単位クラブ会費、機関誌購読料等

支出 協力券払戻金、各種研修大会費、機関誌発行事務所費、人件費等
（2名）

（活動状況）

現地調査時「日系老人クラブ活動調査票」に記入していただくよう依頼していたが、最近アンケート調査票が送付されてきたので、集計する予定。

（要請事項）

1. 将来、単位クラブでなく、連合会の運営費としての援助を願いたい。
2. 老人週間の時期にクラブ活動の指導者（講師）を派遣してほしい。
3. 老人福祉センターを建設してほしい。

(2) 日系福祉団体による福祉活動（北伯）

1) 老人の状況

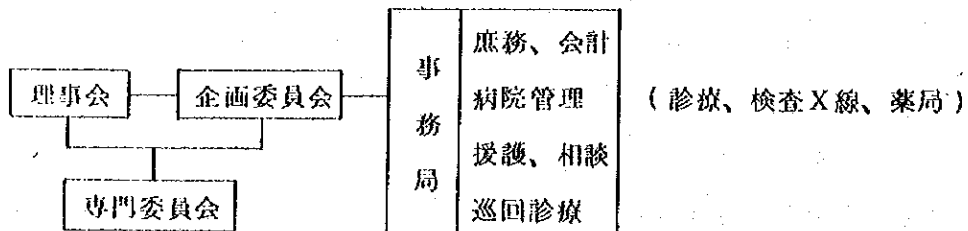
アマゾン地域における邦人移住の歴史は本年50年を迎えようとしており、この地域における邦人移住者は、78年4月30日現在、8,625名（1,712戸、うち1,562戸は農家戸数）となっている（ベレン支部調）。しかし、そのうち60歳以上の老人数は不明であり、現在のところパラ州老人クラブに加入している者は173名である。一般にこの地域の入植者は戦後の移住者が多いわけで、それだけに年齢構成は若いものと推定できるが、しかし戦後20数年も経過している今日、営農家庭が多いという老人にとって有利な家庭的社会的環境にはあるが、今後徐々に老人問題が顕在化してくる可能性があると思われる。

2) 日系団体の福祉対策の現状

A. 汎アマゾニア日伯協会

当該協会は1965年設立されたアマゾニア日本移民援護協会の後身であり、その組織は次のようになっている。

（組織機構）（会長 山内 登 氏）



（広報、財務各6委員）

(職員) 40名(但し、診療の場を提供している医師を含む)

(事業内容)

病院経営が主体、援護事業については医療、生活扶助、その他を含め77年度177,083クルセイロスを経済援助金として支出しているが、年間何名救済してきているか等の統計資料は作成していないとのこと。この点については、後日資料の送付を依頼してあるが、報告書作成の今日まだ到着していない。

B. バラー州老人クラブ

78年1月発足し、同年11月ブラジル日系老人クラブ連合会に加盟。同年は十分活動しなかったが、今年からは活動を充実したい。しかしどのように活動運営したらよいかわからないので、老人クラブ活動に関する資料を送ってほしい。また中古品でよいからタイプ印刷機の寄付等の要請あり。(注 老人クラブ活動に関する基礎資料については、ベレン支部を通じ送付済)

以上の外、州立老人ホーム(Casa de Anciao, D. Macedo Cosla)及び私立の老人ホーム(Casa S. Antonio)を視察。

4. ブラジル国の福祉対策

年金、医療関係については資料として末巻に記述するが、拠出制年金受給資格者のみならず無資格者に対する補足的、経過的救済制度が確立されており、その支給水準は別としても制度的には完備している。なお高齢者に対する対人福祉サービス分野については、施設福祉以外存在しない状況である。老人ホームについても公立施設は極く一部存在するが、ほとんどが民間団体に依存している現状であり、将来は一定の補助制度を確立したいという段階である(全国の老人ホーム数については追加資料として送付される予定)。なお、日系老人ホームに入所している老人数は4老人ホーム(サントス厚生ホーム、憩の園、和順会老人ホーム、セントラル老人ホーム)及び民間下宿、民家等への委託を含め約280名であり、又ブラジル淵老人ホーム(5施設)に入所している老人は38名(54年1月現在)となっている。

5. 外国系の福祉団体による活動状況

(1) アメリカ移民

○福祉団体なし

○何らかの事情でアメリカ人が生活に困窮し援助を要請してきた場合、アメリカ本国への帰国を促す解決方法を基本としている。帰国に関する諸経費は国が一時立替

え、本人及び身内の者が返還しやすい方法が考えられているが（分割払い又は社会保険からの差引き）、全額支給もある。

窓口…………… 領事館、大使館

○ 短期間のホテル代の支給

(2) ベルギー移民

○ 福祉団体があり困窮者の援助にあっている。経費は主にコロニアの人々の協力。領事館の援助不明。

(3) フランス移民

○ 福祉団体はあるが具体的活動については不明。

○ 社会保険がフランス国内にいる人々と同様に適用される（病気、出産、恩給等）。

(4) 中国移民

○ 文化協会のようなものがあり中国語講座、ブラジル語講座を開いてコロニアの便宜をはかっている。

診療所併設経費はコロニアの人々の協力によっている。

○ 老人ホーム……………老人により自主的に運営される下宿風のもの。管理人や職員はいない、食事も自分達で作っている。

(5) ドイツ移民

○ 福祉団体あり、独自の老人ホーム、ドイツ病院あり。

○ 寝たきり老人のための医療施設の整備された老人ホーム計画中。経費はドイツ系大企業、個人篤志家等の寄付が多く本国政府からの補助有無については明言なし。

○ ドイツ福祉協会 (Sociedade Beneficente Alema) の老人ホーム視察
(1863年設立)

定員 220名 (現在217名入所中)

入所資格 70歳以上 ドイツ語を話せること。但しドイツ人以外も入所 (現在4%) 可。

職員 45名 (事務担当6名 医師6名 看護婦 (見習含む) 5名等)

入所費用 0~12,000クルゼイロス、本人のみならず扶養すべき子からも徴収。しかし基準表なし。現在、半数の老人が無料入所。

年金受給者の場合30%は小づかいとして残し、70%徴収するが無収入者には小づかいを支給している。

運営費 1人当たり月額3,500クルゼイロス必要

$\frac{1}{3}$ 事業収入 (50軒の貸家) 月額収入約22万クルゼイロス

$\frac{1}{3}$ 入所者負担

$\frac{1}{3}$ 寄付（大企業）

他施設 養護施設（11人）経営

国の補助 ドイツ、ブラジル政府共なし。補助を受ける必要もないとのことであつた。

なお、当該協会においては、老人ホームには入所を希望しないが、他者の援助を受けなければ居宅生活が出来ない者に対して、死亡した場合に遺言状によって当該協会に土地や家屋を寄附することを条件に、死亡するまで無料でホームヘルパー等の家庭援助者を派遣する制度を有していることが特徴的であるといえよう。

6 考 察

今回の予備調査で収集した各種内外の資料及びヒアリングの範囲内において指摘できることは、サンパウロ日伯援協の医療福祉事業が日系社会の福祉向上に貢献しており、特に77年の機構改革が日系人の福祉ニーズにより対応できるよう体系化されていることなどは高く評価されてよい。また相談、援護業務に従事しているスタッフについても、日本の大学で福祉学を学んだボランティア女性やブラジルの福祉大学を卒業した二世を配置し、業務の質的向上に努めているが、今後は所内業務と共に許される範囲内で所外相談（例えば事業団委任の巡回診療時に福祉スタッフも同行し、生活一般の相談業務にも同時に応じるといった医療と福祉の一体的推進）に応じる体制作りについて考慮することも必要と思われる。なお福祉施設関係は別として、老人福祉分野で技術的指導を必要とするものに老人クラブ活動がある。老人クラブは発足間もないこともあって、今日までクラブ数の増加に力が注がれてきた感があり、一般に活動内容は十分でなく、レクレーション、健康活動等老人側のみの欲求充足的活動に片寄っている傾向を示しているが、今後はより地域社会から有用視されるクラブ活動をも発展させるよう指導していく必要がある。一方老人福祉センター、有料老人ホーム等の施設整備について、特に後者については時期早尙の感があり、無料健康診査についても要望を受けて既座に対応することには種々の克服すべき困難が認められるところであり、むしろ現行制度の巡回診療の強化及び老人クラブ活動での保健教育の充実等で対応していくのが現実的であろう。

また日系福祉団体としては、今後より一層日系社会に対して今日の老人問題及び今後の老後問題の重要性についてのPRと理解、協力を求める努力と共に、日系進出企業に対しても単に経済的援助の要請方のみならず、広く有機的交流を図る協力体制の確立についての努力が必要と思われる。また母国側としても移住業務の責任領域、限

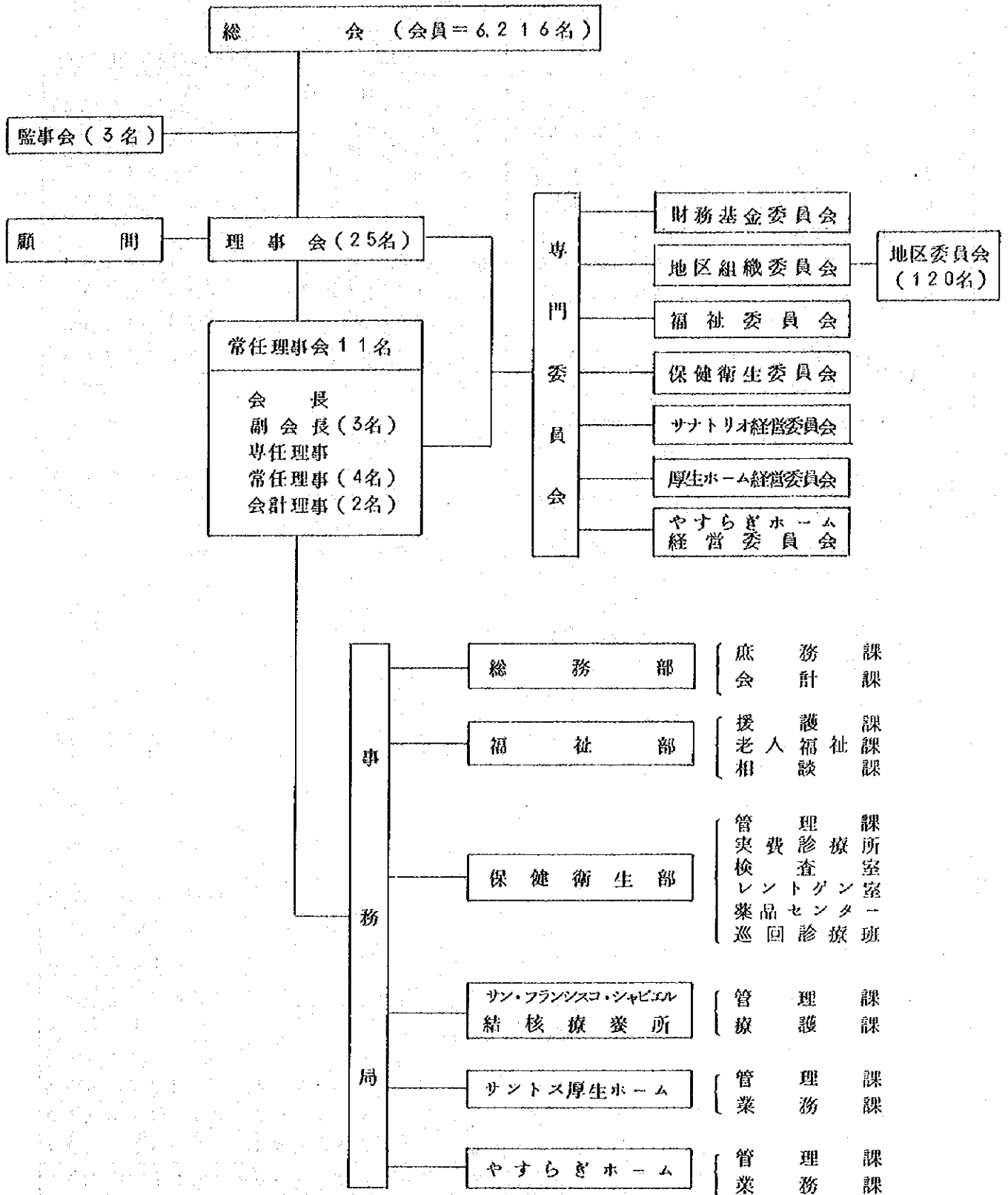
界等のあり方についての基本的確立及び人的交流のみならず、日頃の福祉に関する各種情報提供を含む海外協力活動を実施している日本国内の福祉関係団体との協力体制のあり方についても、今後検討を行う必要がある。

なお今回の三カ国における予備調査の実施にあたっては、調査目的の性格から、各訪問調査国の政府機関サイドとは接触しないことを原則としたため、老人福祉に関する政府及び州レベルの福祉施策の現状及び考え方等についての情報を適格に把握することは出来なかったが、今後日系老人の移住国の施策の活用という観点からも詳細に調べておくことが望まれる。

(資料)

① サンパウロ日伯援護協会組織機構図

(1978年12月)



1978年度決算報告書

貸借対照表

1978年12月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
固定資産	7,421,783,48	自己資産	19,583,993,62
土地・建物	5,155,801,97	資産勘定	8,954,611,29
車 輛	764,871,90	基 金	10,629,382,33
什器・備品	596,461,90		
機械・器具	666,091,11	流動負債	3,976,319,2
付属施設	238,556,60	薬品未払	9,200,799
		其他未払	172,912,50
運 転 資 金	616,320,6	社会保険費未納	93,119,63
現 金	291,73	税金未納	39,591,80
銀行預金	613,403,3		
流動資産	12,455,742,00		
薬品其他在庫	236,149,39		
其他受取	219,654,60		
基金預託金	10,629,382,33		
未回金額	153,226,09		
別途銀行預託金	1,217,329,59		
未処分勘定	424,680,0		
仮 払 金	424,680,0		
合 計	19,981,625,54	合 計	19,981,625,54

基金預託金内訳

1978年12月31日現在

	基 金 (A)	基 金 (B)	合 計
諸借託証券	1,269,247,17	64,119,99	1,333,367,16
定期預金	1,838,440,02	7,500,000,00	9,338,440,02
南米銀行株券	20,000,00	0	20,000,00
銀行に一時預け入	2,894,58	0	2,894,58
基金未収利息	87,906,66	0	87,906,66
計	3,215,485,43	7,564,119,99	10,782,608,42
一般会計、未回金額	35,162,66	118,063,43	153,226,09
合 計	3,133,325,77	7,446,056,56	10,629,382,33

収 支 計 算 書

自=1978年 4月 1日
至=1978年12月31日

収 入 の 部		支 出 の 部	
前期繰越金	398,094,04	本部事務費	1,033,215,68
現 金	6,389,41	業 務 費	1,075,177,79
預 金	391,704,63	管 理 費	411,977,67
会 費 収 入	1,087,543,00	事 務 保 険 費	270,954,88
寄付金及び助成金	4,295,066,89	人 件 費	536,137,05
寄 付 金	4,185,066,89	諸 税 公 課	742,004
助成金(ブラジル政府)	110,000,00	旅費交通車輛費	45,393,60
扶 助 返 済	388,639,87	其 の 他	24,594,65
法 律 相 談	890,000	福 祉 部	2,223,784,52
診 療 所 収 入	2,314,583,46	救 済 援 護 費	1,765,887,73
診 察	839,156,00	老 人 福 祉 事 業 費	569,381,10
検 査	350,770,00	事 務 費	104,840,00
レントゲン	738,450,00	人 件 費	390,474,69
治 療	106,682,00	診 療 所	2,234,483,06
胃カメラ	118,420,00	検 査 材 料 薬 品 費	353,486,61
其 の 他	161,105,00	管 理 費	90,514,88
巡 回 診 療	354,826,10	事 務 保 険 費	72,695,14
薬品配布センター	328,019,92	人 件 費	1,698,899,43
サントス厚生ホーム	589,706,25	旅費交通車輛費	188,870,00
寄 付 金	66,820,70	巡 回 診 療	482,542,26
扶 助 返 済	220,462,00	事 業 費	55,746,53
作 業 収 入	81,230,15	人 件 費	273,693,36
基金(利息)の25%受入	210,393,40	旅費交通車輛費	153,102,37
食 事 費	108,000,00	薬品配布センター	268,106,33
グワルーリョス		サントス厚生ホーム	618,365,58
やすらぎホーム	575,980,10	事 業 費	219,981,05
会 費	157,220,00	管 理 費	30,511,69
寄 付 金	109,823,00	事 務 保 険 費	29,423,07
扶 助 返 済	253,550,00	人 件 費	237,792,77
作 業 収 入	44,137,10	生 活 指 導 費	54,815,00
食 事 費	112,500,00	旅費交通車輛費	45,842,00
		グワルーリョス	
		やすらぎホーム	805,338,48
		事 業 費	280,185,55

カンボス・サナトリオ	1,858,789,83	管 理 費	28,352,13
病床維持費	153,340,00	事務保険費	18,190,60
寄付金	302,013,80	人件費	374,108,27
薬品売上及治療	407,758,14	救済援護費	28,727,03
入院料	868,520,00	旅費交通車輻費	75,774,90
扶助返済	8,505,70		
作業収入	95,103,00	カンボス・サナトリオ	1,601,243,03
利息(メルカード・アペルト)	12,764,64	事業費	652,682,18
其の他	10,784,55	管理費	77,466,96
基 金	1,043,871,92	事務保険費	35,496,58
基金寄付(A)	83,960,00	人件費	573,996,41
基金利息(A)	328,731,69	救済援護費	21,647,590
〃 (B)	631,180,23	旅費交通車輻費	45,125,00
基金(A)利息の40%受入	219,154,45	広報宣伝費	279,028,16
雑収入	32,188,91	固定資産(購入)	742,004,60
未払勘定	137,268,37	車 輻	54,432,090
		什器備品	60,212,70
		機械器具	134,971,00
		付 属 施 設	25,000,00
		基金より借入返済	754,355,88
		基金預託金	1,043,871,92
		別途銀行預託金	1,217,329,59
		未収入金	267,331,98
		次期繰越金	61,632,06
		現 金	29,173
		預 金	61,340,33
合 計	13,632,633,11	合 計	13,632,633,11

会 長 第一会計理事 第二会計理事
 竹 中 正署名 河 添 清署名 山 中 光 男署名

監事会は理事会提出の上記1978年度決算報告書を監査し、その真正確実なることを認証いたします。
 1979年3月21日

監事=城 森 竹 盛署名 監事=山 本 辰 雄署名 監事=小 野 徳 治署名

サンパウロ日伯援護協会

1979新事業年度事業計画(案)

1. 施設整備計画

- (1) サントス厚生ホーム老朽棟の改修
- (2) カンボス・サナトリオ男女便所の改修
- (3) グアルリョスやすらぎホーム作業室増築

2. 高齢者無料健康診断

9月老人週間中特別行事として70歳以上150人を対象

3. 20周年記念行事

- (1) 「援協20年史」の編さん
- (2) 第20回定期総会に於ける記念行事

4. 現在実施中の各部の活動を一層強化しつぎの諸点に力を入れる

- (1) やすらぎホーム入寮者の処遇向上研究
- (2) 援協診療所とカンボス・サナトリオは一層の実績向上をはかる
- (3) 福祉部は保護対象者の調査に力を入れ関連福祉施設との連絡強化をはかる

サンパウロ日伯援護協会 = 1979年度予算案

自—1979年1月1日
至—1979年12月31日

(単位=クルゼイロ)

収 入 の 部		支 出 の 部	
1. 会費収入(本部)	1,976,000.00	1. 本部事務費	1,876,190.00
(1) 継続会員会費 月額	90,000×12ヶ月=1,296,000	(1) 業務費 月額	15,000×12ヶ月=180,000
(2) " " 年額	50,000×12ヶ月 = 600,000	(2) 管理費 月額	20,000×12ヶ月= 240,000
(3) 新入会員会費 年額	200×500人 = 100,000	(3) 事務費 月額	30,000×12ヶ月= 360,000
		(4) 人件費 月額	80,630×13ヶ月=1,048,190
		(5) 新聞図書その他 月額	4,000×12ヶ月= 48,000
2. 寄付金(本部)	4,560,000.00	2. 福祉部	3,740,850.00
3. 助成金(ブラジル政府)	700,000.00	(1) 救済援護費 月額	23,800×12ヶ月=285,600
4. 扶助返済(福祉部)	360,000.00	内(本部施設 月額	16,000×12ヶ月=192,000
月額	30,000×12ヶ月=360,000	内(外部施設 月額	7,800×12ヶ月= 93,600
5. 雑収入(本部)		(2) 老人福祉事業費	140,000
月額	3,500×12ヶ月= 42,000	(3) 人件費 月額	55,450×13ヶ月= 720,850
6. 基金利息受入	227,600.00	(4) 事務費その他 月額	2,000×12ヶ月= 24,000
基金(A)利息の20%受入			
7. 診療所収入	4,876,800.00	3. 診療所	4,754,900.00
8. 巡回診療収入	564,000.00	(1) 人件費 月額	27,930×13ヶ月=363,090
(1) 事業団委託費	364,000	(2) 検査材料薬品費 月額	4,400×12ヶ月= 52,800
(2) 検査収入	200,000	(3) 管理維持費 月額	1,350×12ヶ月= 16,200
9. 薬品配布センター	540,000.00	(4) 事務費保険料 月額	3,000×12ヶ月=36,000
月額	45,000×12ヶ月	(5) 備品購入並整備費	150,000
10. サントス厚生ホーム	660,000.00	(6) その他 月額	50,000×12ヶ月= 600,000
(1) 寄付金 月額	9,500×12ヶ月=114,000	(7) 広告料 月額	14,000×12ヶ月= 168,000
(2) 扶助返済 月額	32,000×12ヶ月=384,000	4. 巡回診療	675,000.00
(3) 作業収入 月額	11,500×12ヶ月=138,000	(1) 事業費 日当	95,000
(4) 雑収入 月額	20,000×12ヶ月= 240,000	(2) 人件費 日当	11,562.5×480日=555,000
11. グワルーリョスやすらぎホーム	1,062,000.00	(3) 保険料	25,000
(1) 寄付金並協力会費 月額	3,500×12ヶ月=42,000	5. 薬品配布センター	498,000.00
(2) 扶助返済 月額	4,000×12ヶ月=48,000	月額	41,500×12ヶ月= 498,000
(3) 作業収入 月額	1,000×12ヶ月=12,000	6. サントス厚生ホーム	1,080,690.00
(4) 雑収入 月額	3,500×12ヶ月= 42,000	(1) 事業費 月額	30,920×12ヶ月= 371,040
12. カンボス・サナトリオ	2,844,000.00	(2) 管理費 月額	6,615×12ヶ月= 79,380
(1) 寄付金並病床維持費 月額	50,000×12ヶ月= 600,000	(3) 事務費 月額	5,768×12ヶ月= 69,220
(2) 入院料 月額	140,000×12ヶ月=1,680,000	(4) 人件費 月額	30,850×13ヶ月= 401,050
(3) 薬品売上・治療代 月額	45,000×12ヶ月= 540,000	(5) 生活指導費 月額	10,000×12ヶ月= 120,000
(4) 扶助返済 月額	2,000×12ヶ月= 24,000	(6) 付器備品購入その他 月額	40,000
13. 別途資金繰入れ	524,180.00	7. グワルーリョスやすらぎホーム	1,680,950.00
		(1) 事業費 月額	41,300×12ヶ月= 495,600
		(2) 管理費 月額	10,300×12ヶ月= 123,600
		(3) 事務費 月額	8,700×12ヶ月= 104,400
		(4) 人件費 月額	54,565×13ヶ月= 709,350
		(5) 救済援護費その他 月額	4,000×12ヶ月= 48,000
		(6) 増改築費 月額	20,000
		8. カンボス・サナトリオ	3,010,000.00
		(1) 事業費 月額	6,700×12ヶ月= 80,400
		(2) 管理費 月額	10,000×12ヶ月= 120,000
		(3) 事務費 月額	8,000×12ヶ月= 96,000
		(4) 人件費 月額	11,000×13ヶ月=143,000
		(5) 救済援護費 月額	3,000×12ヶ月= 36,000
		(6) 改修費	20,000
		9. 広報宣伝費	360,000.00
		月額	30,000×12ヶ月= 360,000
		10. 付器備品購入費	200,000.00
		(1) 車輛更新費	100,000
		(2) その他	100,000
		11. 予備費	300,000.00
合 計	18,176,580.00	合 計	18,176,580.00

② ブラジルに於ける社会福祉対策

初 め に

ブラジルの社会福祉制度は、伯語でシステム・プレビデンシARIO (Sistema Previdenciario) と呼ばれ、セッリオ・バルガス大統領時代に労働政策として、「労働法」とともにとり入れられたもので、斯る制度をとり入れた国としては世界で第6番目であり、極めて進歩的なものとして当時注目を浴びたものである。

1930年から1940年までの間に商業、銀行業、工業、鉄道運輸業、海運業など職業別にそれぞれの恩給院が設置され、いわゆるIAPC、IAPB、IAPI、IAPETC、IAPMが出現した。(その当時、農業は考慮に入れられていなかった)

法令によって、各恩給院は労働者、雇主、政府がそれぞれ3分の1宛(月給)を納めることとなり、労働者が給料の8% (これは現在の拠出額で、発足当時は各恩給院で異なり、皆まちまちであった) を国庫に納めると同じ額を雇主と政府が出すことになっていたが、政府の方はとうとう払わずじまいで今日に至り、つまり恩給院は完全に民間が支える結果となった。

1960年9月までは強制的に恩給税(正式にはコンツリブイソン Contribuição) を支払わせると同時に治療、各種の手当等の供与便宜を受けられるのは雇主だけであったが、1960年10月からは50歳以下の雇主も強制的に各自の分を支払わせることになった。そして農村労働者にも恩給税を払う義務があるとされたが、後に農業従事者労働法が確立するまでは殆ど実行されていなかった。

1966年11月、六つの恩給院が同じことを別々にやっていたは費用がかさむというので一本化され、INPS (Instituto Nacional de Previdência Social の略) として再発足した。これは「内国社会福祉院」又は「国家社会保障庁」と訳されている。

しかし、後述するように社会保障制による社会福祉面の便宜供与が拡充するにつれ、INPS、FUNRURAL (農業福祉)、FUNABEM (児童福祉局)、CEME (薬品配給院)、LBA (無拠出母子、老人福祉院) 等々の各業務が重複する形となり、更に1977年9月にSINPASとして上述の各機構がその傘下に納められることになった。伯語 (Sistema Nacional de Previdência Social と称し、「国家社会福祉機構」と訳される。

(注) このSINPASの傘下にある部門として Instituto Nacional de

Assistencia Medica de Previdencia Social (INAMS = 国家医療福祉院) や、社会保障に関する統計院 (DATAPREV) 等の存在は重要である。

さしあたって本稿は表題のように老人福祉対策を中心とする関係上、その根幹となる「社会保障制」並びに老後の生活安定に供する年金、医療扶助、生活保護と社会福祉サービス等に重点を置いてある。なお、これらの福祉業務は前述の SINPAS が発足早々の為、唯今の所受益者が属する INPS (商工)、FUNRURAL (農) 等の従属機関の窓口を通じて行われていることを念頭に置かれたい。

* * *

I. 「社会保障制」とは

これは社会保障綜合法 (Lei Organica de Previdencia Social…… 1960. 8. 26 法第3807号)、並びに施行細則 (1967. 3. 14 大統領令 60501号) により定められ、前者は183条、後者は372条に及ぶ広汎なものである。

(i) 年金制 (Aposentadoria e Pensão)

a. 受益者 (Segurado)

- 1) ブラジル国内で報酬を受け働くもの
- 2) 従属者 = 妻、不具者の夫、18歳未満の息子、21歳未満の娘、
不具老廃の親

b. 拠出額 (Contribuição)

本人 = 受領給与 × 8 %
雇主 = 支払給与 × 8 %

c. 供与便宜

1) 受益者に対し

- | | | | | |
|---------|----------|---------|---------|-----------|
| 1. 病気扶助 | 2. 老齢恩給 | 3. 不具恩給 | 4. 特別恩給 | 5. 勤続年限恩給 |
| 6. 出産補助 | 7. 一時金支給 | 8. 融資 | | |

2) 従属者に対し

- | | | | | |
|-------|---------|---------|----------|---------|
| 1. 恩給 | 2. 監禁補助 | 3. 葬式補助 | 4. 一時金支給 | 5. 死亡手当 |
|-------|---------|---------|----------|---------|

3) 受益者に対する一般的援助

- | | | | |
|-------------------|---------|---------|----------|
| 1. 医療援助 | 2. 食料援助 | 3. 住居援助 | 4. 補足的援助 |
| 5. 再教育及び職業更生適応化援助 | | | |

(2) 医療扶助制 (後述)

(3) 労働災害保険 (略)

II 老人への年金はどのような形で支払われるのか

(1) 老齢恩給 (積立賦課によるもの Aposentadoria por Velhice)

男子65歳、女子60歳に達するまで、給与の8%を継続60ヵ月間(5年)欠かすことなくINPSに納入したものに對し、退職2年前にさかのぼっての平均給与額の70%を、完全に退職して後終生給付する。但し、この給付権利を得るためには男子58歳、女子53歳より就職していることを条件とする。

(注) 男子60歳、女子55歳を過ぎてから新規就労した場合ContribuiçãoをINPSに納めている間は受益者に対する一般援助は受けられるが、老齢年金はもらえない。

然し、本人の払込んだ毎月8%の拠出金は、完全退職の場合全部纏めて利子と通貨調整額を加え「一時金」として本人に返済される。これをPecúlieと称し、老人のみに限られる。

(2) 勤務年期恩給 (Aposentadoria por Tempo de Serviço)

30年勤続者として、連続してINPSの拠出金を納入したものは年齢に関係なく、退職時に恩給交付申請の権利を生ずる。

男子 …………… 現給与の80%

女子 …………… // 100%

(注) 30年勤続後も働き続け、恩給申請をすることなく、拠出金を払込み続けるものに対しては、年に4%宛累加し、35年働いた場合退職時、現給与の100%を終生交付される。

(3) 勤続手当 (Abono de permanencia em Serviço)

これは30年勤めたがまだ働きたいという者に対する一種のボーナスで、金額は僅かであるけれども、いつでも上記の勤務年期恩給に切り換えられる。

備考：1. 受益者死亡の場合、妻は続いて50%の終生恩給を得る。

2. 恩給受領者であっても、再び正式に従業員として登録就労した場合、INPSへの8%納入は続くが、決定的に退職の時、掛金合計額に利子と価値修正額が加算され「一時金」として本人に返済される。

III 勤続年限保証基金

(1) これはFGTS (Fundo de Garantia de Tempo de Serviço) と呼ばれ 1966年9月13日付法律第5017号を以て定められたものである。つまり退職金積立の制度と言ってよい。

この制度は前述の「社会保障」ではなく、労働法の一部に属するが、本質的には労働者、引いては高齢退職者の生活を保護する重要な制度である。

(2) 経営者(雇主)に対し、労働者への退職手当を義務的に支払給与の8%を積立てさせ、労働者の勤続年限に保証を与える。この積立ては経営者側が行い、労働者にその責めはない。

(3) この積立基金はBNH (Banco Nacional de Habitação の略=国立住宅銀行) に預託され、これに対しては次のように利子計算と通貨調整が行われる。

1.	同一会社に勤続する最初の2年	年3%
2.	" 3年目~5年目	年4%
3.	" 6年目~10年目	年5%
4.	" 11年以上	年6%

その他にインフレによる通貨調整(Correção Monetária)が加わる。

(4) 完全に退職した場合、預託銀行に申請すれば本人の全額引出は可能である。

但し、引出すことなく会社を退職した場合は、預託銀行に通知しておけばその預託金がそのまま次の職場の新しい銀行に振り替えられる。

(5) 正当な理由なく解雇した場合、経営者は解雇の日に雇人名義で積立てられた預託金総額の10%を更にその人の名義で預託せねばならない。

* * *

(6) 上記の積立賦課制による「備えあれば憂いなし」の諺のように「恩給(年金)支払」(Benefício)の恩典に浴さない老人のため、次のような救済制度が設けられている。

A. 農業者老齢年金 「1975年12月11日付法第6179号」

1. 資格
- a. 満65歳になるまで少なくとも1年以上農業に従事していた人
 - b. 満65歳になるまで飛び飛びでも良いから農業者として、通算3年以上働いていた人

(1) 借地農、少台農を自営でやっていたもの

(2) マロン、日傭いで農場に働いたもの

c. 地主の場合

(1) 1カ所だけに土地を持って営農しているもの

(2) 人を雇わず、自家労力のみでやっているもの

(3) 息子名義の農場に働いている老父母

2. 受給額 最低給料の50%

3. 受益者 夫婦の場合、夫だけに支給される

夫死亡の際は、その妻が最低給料の30%をつづけて支給される。

(注) 人を雇って営農しているマロンも65歳以上の老人の場合、1976年に新法令が公布されて以来のFunrural掛金を全額支払った場合、掛金に相応する恩給の交付を受けられるようになった。

B. 非農業者に対する老齢年金・不具者年金

(Renda Mensal Vitalicia 1974.12.11 法6179)

1. 資格
 - a. 70歳以上の老人又は不具者で働けなくなったもの
 - b. 無収入の仕事に従事しているもの
 - c. 収入はあるが、最低給料の50%以下で生活不能のもの
 - d. 扶養者に養ってもらえないもの
2. 条件
 - a. 12カ月間、INPSの賦課金(Contribuição)を納めていたもの
 - b. 国家社会保障庁の指定する低所得職業に5年間従事してきたもの (例=女中、庭番、下僕)
3. 受給額 最低給料の50%

上述のA、Bに属する受益者はINAMPSの便宜供与(医療扶助)の恩典が受けられる。

IV 医療扶助 (Assistencia Medica)

(1) INAMPSの受益者

前述のINPS、LBA、IPASB並びにFUNRURALに於ける恩給税を支払う義務を有するもの(Segrado)、並びにその主婦、未成年者、不具老廃の父母

は診断、治療、入院、出産などの扶助を受ける権利を有する。ただし、1年以上就職していなければ権利がない。又1年以上失職した期間があれば(労働手帳に登録していない期間は雇主でない限り「失職」と見なす)再び1年間働いた後でないと権利を回復できない。

a. 供与便宜

嘗てはINPSがSão Paulo市内並びに近郊の300以上の私立病院FUNRURALは100程度の私立病院と契約を結ぶ等の創始年代の格差があったが、現在はINAMSの巨大な傘下に納められたため、何らの差別なくSegradoを送ることが出来るようになった。サンタ・クルス病院(元日本病院)、ブラジリア病院など日系コロニアに馴染まれている病院も含まれている。

急病の場合、本人(Segrado)の労働手帳を用意してINAMSと契約のある病院へ直接送り込んで、その後24時間以内に本人の属するINPS、FUNRURA等の所属機関からギアを引出せばよい。

(2) INAMPSに属していない者

(Contribuiçãoを納めていない庶民)

A. 困窮者に対して: ……………〔無料救護〕

a. 急患の場合

まづ公立救急診療所(Pronto Socorro Municipal)に急送し診療を受けて後、その指示する下記の医療機関に転送する。

b. 医療施設

Santa Casa(サンタ・カーザ)、Hospital Crinica等の公立病院が診療を行なう。これらの施設は動けるようになるまでは入院を認めるが、体力が快復すれば通院による医療補助、薬品投与等を行い、これらは州が行なう。

斯る生活困窮者に対して、上記の公立病院には社会福祉司(Assistencia Social)が常駐し、ケース作成等を行なう。

(注) Hospital Crinicaはサンパウロ州立医科大学内に設けられ、ラテン・アメリカ最大の医療機関であり、優秀な医療機械の充実を以て知られる。

B. 富裕な資産家

これは自費で賄う関係上、経済的には困らぬこととし、ここには省略する。

V 生活保護

開発途上国であるブラジルは歴史が浅いため、社会福祉面には充分手が廻りかね、生活保護法、これを徹底化させるための民生委員法等の立法とまでは到っておらず、有事の場合の災害救助等は別として、民間福祉団体、篤志家又は地域文化団体の善意の手にゆだねている点が多い。

つまり、生活困窮者並びにその家族に対し、生活扶助の為の衣食住等の金品、現物給与等の保護対策は未だしの感がある。

老人ホーム

国として連邦又は州等の公的な設立は未だ行われず、専ら民間団体の手にゆだね、その経営に関する免税措置等を考慮する他ゆくゆくは経費補助等を考慮中である。

民間団体としては、サンタ・カーザ(Santa Casa)の経営するD. Padro II老人ホームや日系コロニアでは救済会の「憩の園」、サンパウロ日伯援護協会の「サントス厚生ホーム」、伯国浄土宗教団の「バラナ老人福祉和順会」、個人設立の「フェラス・デ・ヴァスコンセロス老人の家」等の四施設の他、ドイツ系、ポルトガル系等から中国系、韓国系等の出身国系の老人ホームがあり、小規模のものが殆どである。

(注)① 日系コロニアの老人ホームの収容人員は次の通りである。

(1979年1月現在)

施設名	収容人員
憩の園 (救済会経営)	140名
サントス厚生ホーム (サンパウロ日伯援護協会経営)	47
和順会老人ホーム (在マリंगा伯国浄土宗経営)	8
セントラル老人ホーム (在フェラス・デ・ヴァスコンセロス 私营)	15
民間下宿、民家等委託	70
計	280名

その他、在パウルー天理教ブラジル伝道庁も老人ホームの設立準備中である。 — 1979年1月現在 —

② ブラジル側の老人福祉施設に収容されている日系老人

施設名	収容人員
「ドン・ペドロ二世」老人部 (サンタ・カーザ経営)	5名
ブッソカーバ寮 …… 男子	15
ピラ・マスコッテ寮 …… 女子	8

(ピセンテーナ援護院経営)

ロンドリーナ老人ホーム	5
サンピセンテ・デ・パウロ老人ホーム	5
計	38名

なお、ブラジルにおける老人ホームの全団体数、収容人員等については追って報告することにした。

ブラジル福祉当局の方針としては、目下の所収容保護（老人）ということとは主として民間福祉団体の手に委ね、財源が許せばこの老人ホーム経営を助成し、老人福祉対策として70歳以上の高齢者に対し拠出、無拠出の如何を問わず老齢年金を優遇し、医療費を国側で援助することにより居宅保護に重きを置いている。

従って、連邦や州等の公的な立場から、老人ホームを設立する考えは現在皆無と見られる。

V 社会福祉サービス

国家社会保障庁としては、INAMPSの機構を強化し、医療扶助の効果を挙げることに全力を注いでおり、CEME（薬品配給院）と力をあわせ民間薬を市価より廉価に配布する他、医療救済の業務処理対策（窓口）の改良迅速化をはかるよう努力している。又INPSやFUNRURALへの加入申込手続きの簡易化をはかり、有利な拠出制の供与便宜を受けられるよう、受付窓口の拡大（Segrado Facullativo = 随意納税者）を計る他、国内に連邦内の主要な各都市に福祉センターを600設置し、社会保障制の徹底化による医療、生活保償、年金等の便宜供与とともに授産再教育による技能開発の促進をめざしていることである。

殊に最近目覚ましいのは高齢者に対する70歳以上への便宜供与であり、無拠出者の場合であっても、最低給料の50%を扶助する他、医療費は全面的に無料措置をとり、年々歳々この恩典に浴する率のたかまっている事実である。その一例として救済会経営の「憩の園」の場合、収容人員140名の内1975年頃この恩典に浴したものは3～4名に過ぎなかったのが昨1978年度には70名（50%）にのぼり、本年は恐らく107名に昇るであろう。これはサンパウロ日伯援護協会経営の「サントス厚生ホーム」も同様の高率にのぼる。これは1974年12月1日に施行された無拠出制の70歳以上の高齢者並びに不具者に対するRenda Mensal Vitalicia（Lei 第6179）にもとづくものである。

なお、この高齢者医療費全額扶助を行うにあたり単に医療費のみならず、完全看護

を扱う看護人への支払いも含まれており、全面的に無料ということは特記に値いする。なお死亡の場合、葬式代も補助され、残された従属者（未亡人）には続いて最低給料の30%が終生交付される。

現在の所、日本に於ける「特別養護老人ホーム」のように特に完全看護を必要とする寝たきり老人のみを収容する特別養護施設はまだ設けられていない。

備考：

ブラジルにおける日本国籍保有老人の伯国側年金受給状況

1977年

無拠出年金受給者	3,185名
拠出年金受給者	3,048名
計	6,233名

(注) 昭和52年10月邦人実態調査に於ける実施人員61,903名の内、60歳以上の老人23,620名を対象としたものである。

1978年

INPS年金受給者	3,474名
Funrural年金受給者	3,692名
計	7,166名

(注) 昭和53年1月邦人実態調査に於ける実施人員75,150名を対象としたものである。

(以上、サンパウロ日伯援護協会資料)

③ サンパウロ・サンタ・カーザ慈善総合病院

ドン・ペドロ II 老人ホーム

一 般 案 内

1) 入院資格

ドン・ペドロ II 老人病科では次の条件を満たす者を一時的あるいは永続的に区分して入院させている。

- 1-1 60歳以上の老人、男女の別、人種、信仰、国籍は問わないが、伝染病感染者でないもの。
- 1-2 どんな年齢であっても、アルコール中毒、てんかんの持病者は入院を許可しない。また入院申請時における状態がどうであろうとも、あるいはどのような病状、病名であっても精神病患者は入院できない。重病者又は外科施術を要する者も同様である。
- 1-3 生活困窮者及び恩給生活者は優遇する。(前者は無料、後者は有料)
生活困窮者で入院を希望するものは、ある期間待機しなければならない。しかし、どんな状態でもサンパウロ・サンタ・カーザの中央病院に入院したことがある者は優先される。

恩給生活者の入院料は現行料金表に応じ改訂される。

2) ホームにより行なわれる援助の内容

- 2-1 ホームは入院者に対して次の看護を行なう。
入院宿泊、衛生看護、公共援助、医療援助、歯科治療、食事看護、
宗教活動援助、医療供与、衣類洗濯等
- 2-2 恩給生活者で入院したものは、医療、歯科治療、看護、医薬品、衣類洗濯に要する費用の一部を負担しなければならない。
また輸送車の利用、研究所における分析、通夜等の経費は有料である。
- 2-3 ホームは更に「専門的治療、及び「物理療法、を重視する。

3) 入院申請手続き

- 3-1 入院希望者は保護者に入院係まで出向いてもらう。
- 3-2 保護者と一緒に入院する部屋を下見する。
- 3-3 入院資格がある場合には、入院申請のための書類、即ち診断書、X線写真等

必要書類を用意する。

- 3-4 診断書はドン・ペドロIIホームより与えられた書式を満たすものでなければならぬ。それは申込者の現在の健康状況を診断するためのものである。
- 3-5 必要があれば、診断書はホームの医師に提示され、検査を受ける。そして、ホームの目的に合致するかどうかという医師の所見が申込者に示される。
- 3-6 社会的、医学的あるいは経済的見地から適格であるかどうか検査の後、申込書に記入され、希望者に許可書が交付される。
- 3-7 保護者は許可書が交付された場合は、入院中に必要な衣類を準備し、入院に際して持参させるようにしなければならない。
- 3-8 必要があれば社会サービス機関 (Serviço Social) の認定により付添看護人をおく。

4) 入院手続き

- 4-1 欠員が生じた場合は、入院手続きのため保護者が招集される。保護者は招集日を含めて3日以内に出頭しなければならない。その後、申請の存続期間が記録される。
- 4-2 恩給生活者の取扱いに関し、出頭した時、保護者は最初の月額料金、入院手数料、衣類洗濯料に相当する金額を用意しなければならない。
この時には、入院申請者は出頭する必要はない。
- 4-3 入院係 (Setor Internações) に出頭した時、保護者は入院のためのカードの作成に立合わなければならない。
- 4-4 次にドン・ペドロIIホームに対する保護者の義務を明確にしている誓約書に署名しなければならない。そして入院案内書を受取る。
- 4-5 恩給生活者の場合、保護者は入院案内書をもって現金出納係にいき前記の料金の支払を行なう。
- 4-6 これらの手続きがすべて完了した時点で保護者は月曜日から金曜日8時から11時までの間に入院申込者をつれてこなければならない。そして最初に入院案内書を交付した事務担当者に面会する。事務担当者は、入院者を指定された病棟のベッドに案内する。
- 4-7 最初の入院者はその病棟の主任修道士により歓迎を受け、3-7にのべられた衣類を交付される。

5) その他の注意事項

- 5-1 最初の月額料金は入院案内書の交付日より算定が開始される。
- 5-2 翌月からの月額料金は毎月10日までに前もって支払わなければならない。その日までに生じた特別の費用も同様に精算しなければならない。継続的な必要経費が生じた場合には、管理上の判断により、それぞれの場合に定められた額の積立てを要求されることもある。
- 5-3 入院者及びホームへの訪問は毎日13時から15時の間、土曜日、日曜日、その他休日は13時より16時まで許可される。
- 5-4 執務時間
- | | | |
|------|---------|---------------|
| 入院係 | 月～金曜日まで | 8時から11時 |
| 事務局 | " | 午前 8時から11時 |
| | | 午後13時から15時 |
| 現金出納 | 月～土曜日午前 | 8時から11時 |
| | | 午後13時から15時30分 |
| | 日曜日及び休日 | 13時から15時30分 |
- 5-5 入院に関する意見やその他の案内は、定められた日時にホーム本部の入院案内係によって行なわれる。住所及び電話番号は次のとおり
- (住所) Av Luiz Stamatis no 103 Jaçana,
- (Tel) 298-1694 , 298-6913
- 5-6 社会援護機関(Assistintes Sociais)は入院者と保護者に対し、月から金曜日までは8時から16時、土・日曜日は13時から16時まで応待する。

以 上

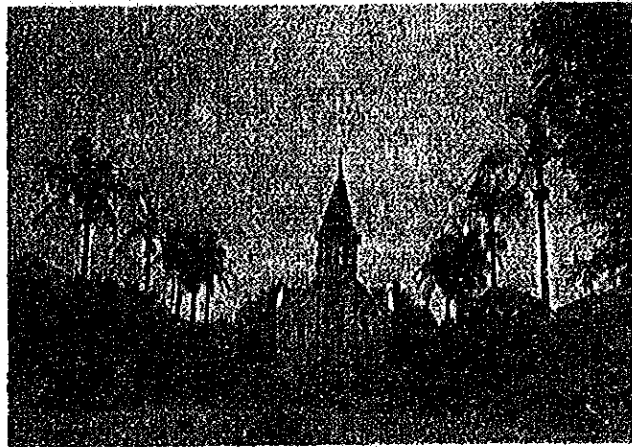
サンパウロ、サンタ・カーザ慈善総合病院

ドン ペドロ II

老人ホーム

Av Luiz Stamatis 103

- Jaçanã



月 額 料 金 表

1978.7.1 改訂

サンパウロ, 1978.12.1

摘 要	月 額
1. 大広間	1,625 <small>クルゼイロ</small>
2. 2人用の仕切りをした場合	2,375
3. 4人用の寝室	2,375
4. 1人用の仕切りをした場合	3,000
5. 2人用の寝室	3,000
6. 1人用の寝室	5,520
個人用洗面所付のアパート	
7. 1人用(女性)	8,800
8. 2人用(女性)(1人につき)	5,520
個人用洗面所なしのアパート	
9. 1人用(女性)	7,645
10. 2人用(女性)(1人につき)	4,600

昭和54年日系老人予備調査票

(昭和54年1月現在)

国際協力事業団

国 州 市町村 調査員名

性	男 女	生年月	明治 大正	年 月	日本国籍 の有無	有 無()	出身県	県(市)
移住年月	明治 大正	年 月	移住時の 家族構成	1. 独身 2. 有配偶 3. 有配偶・子供(人) 4. その他()				
現在の配偶者の有無	有 無	世帯主か 否 か	然 否	生計中心者 か 否 か	然 否			
本人に属する収入源	1. 無 有(2. 就労 3. 年金 4. その他() 収入総額 月額()							
移住 解 国 語 の 況	読む力	1. よく読める 2. まあ読める 3. ほとんど読めない 4. まったく読めない						
	書く力	1. よく書ける 2. まあ書ける 3. ほとんど書けない 4. まったく書けない						
	話す力	1. よく話せる 2. まあ話せる 3. ほとんど話せない 4. まったく話せない						
日本の親族の有無	無 有()	有の場合の 文通頻度	1. 3ヵ月1回 2. 年1~2回 3. その他()					
世帯構造	1. 単独世帯 2. 夫婦のみの世帯 3. 夫婦と未婚の子のみの世帯 4. 片親と未婚の子のみの世帯 5. 三世帯世帯 6. その他の世帯							
世帯業態	1. 農業世帯 2. 自営業世帯 3. 常用勤労者世帯 4. 日雇労働者世帯 5. その他の世帯							
世帯人員	人	有業人員	人	世帯総 収入額	月額			
住居の所有状況	1. 持家 2. 公営住宅 3. 2以外の借家 4. 借間 5. その他							
家賃(地代)月額		居室数	室	畳数	畳			
電話の有無	有 無	老人専用 室の有無	有 無	転居希望 の有無	1. 有 2. 無			
居室の状況	1. 狭すぎる 2. 日当たりなどが悪い 3. 騒音などがひどい 4. その他() 5. 悪いところなし							
老朽状況	1. 大修理を要する 2. 修理を要する 3. 修理の要なし							

(健康状況)

問 1. 近頃からだの具合はいかがですか。→

1. よい 2. 普通 3. よくない

問 2. 日常生活の動作についておたずねします。

歩 行	1.自分で自由にできる	2.自分でできるが若干困難	3.他人の介護必要
食 事	1. "	2. "	3. "
着 脱 衣	1. "	2. "	3. "
入 浴	1. "	2. "	3. "
用 便	1. "	2. "	3. "
視 力	1.新聞の字がよめる	2.新聞の字がよみづらい	3.新聞の字がよめない
聴 力	1.きこえる	2.ききづらい	3.きこえない
そしゃく力	1.かめる	2.かみづらい	3.かめない

(補 1) 問 2. の 3. に一つでも○印の場合、看 護 者 は い ます か。主 な 看 護 者 は 誰 で す か。

1.配偶者 2. 嫁 3.子供 4.隣人(日系人・非日系人)
5.お手伝い(有料-日系人か否か 無料-日系人か否か) 6.誰もいない
7.必要なし

問 3. 現在、病気はありますか。

1.ない ある(2.脳卒中 3.心臓病 4.糖尿病 5.高血圧
6.眼・耳の疾患 7.その他()

(補 1) 病気有の場合、どんな治療をしていますか。

1.治療していない 2.通院 3.買薬 4.その他の治療()

(補 2) 通院の場合、何日位受診していますか。

1.毎日 2.週2~3日 3.週1日 4.2週1日 5.月1日
6.めったに行かない

問 4. 健康の保持増進のために何かしていますか。(2つまで)

1.特に意識していない している(2.散歩 3.体操・その他適当な運動
4.栄養に気をつけている 5.睡眠に気をつけている 6.心をゆったりと
7.その他

問5. 食事は1日何回していますか。

1. 1日3回	2. 1日2回	3. その他()
---------	---------	-----------

(補1) 1日に1食は、日本的食事をしていますか。

1. いいえ	2. はい(例)
--------	-----------

問6. 医療保険に加入していますか。

1. 加入している(月額保険料)	2. 加入していない
-------------------	------------

(就労状況)

問1. 現在、収入のある仕事(前1週間)をしていますか。

1. はい	2. いいえ
-------	--------

(就業の場合)

職業の種類	1. 農林漁業()	2. 販売業	3. 技能工・生産工程作業
	4. 運輸・通信業	5. 保安・サービス業	
	6. 専門的・技術的・管理的職業		7. その他()
就業時間 (1週間)	1. 1~5時間未満	2. 5~14時間未満	3. 14~29時間未満
	4. 29~34時間未満	5. 34~39時間未満	
	6. 39~44時間未満	7. 44時間以上	
月収額			
勤務先の 企業規模	1. 29人以上	2. 30~49人	3. 50~99人
	4. 100~299人	5. その他()	
今の仕事の 継続意志	1. 仕事をつづけたい		2. 仕事を変わりたい
	3. 仕事をやめたい		4. わからない
就労理由	1. 生計維持	2. 生活をよくする	3. 小使い
	4. 健康	5. たのしい	6. その他()

(不就業の場合)

仕事を やめた年齢	1. 60才以下 2. 60~65才 3. 66才 4. 67才 5. 68才 7. 70才 8. 71才以上()	
仕事を やめた理由	1. 病気・病弱 2. 年をとりおっくうになった 3. 家庭理由 4. 定年 5. その他()	
職業の種類	1. 農林漁業() 2. 販売業 3. 技能工・生産工程作業 4. 運輸・通信業 5. 保安・サービス業 6. 専門的・技術的・管理的職業 7. その他()	
今後の就業 の可能性及 希望状況	1. 就業できない 就業できる(2. 就業したい 3. 就業したくない 4. わからない)	
就 業 条 件	就労理由	1. 生活維持 2. 生活をよくする 3. 小使い 4. 健康 5. たのしい 6. その他()
	1日平均 労働時間	1. 4時間未満 2. 4~6時間未満 3. 6~8時間未満 4. 8時間以上
	1月平均 労働日数	1. 10日未満 2. 10~20日未満 3. 20日以上
	1月平均 月収額	
	希望職種	1. 仕事を始めたい() 2. 雇われたい 3. その他()
就業仲間 希望	あらゆる年齢の人と(1. 日系人 2. 非日系人 3. 双方) 老人だけで(4. 日系人 5. 非日系人 6. 双方) 7. どちらでも	

(家庭生活状況)

問1. お子さんはいられますか。

1. いる(人) いない(2. 未婚 3. 死別 4. その他())

(同居者の場合)

同居先の子の状況	1. 息子夫婦 2. 娘夫婦 3. 未婚の子 4. その他	
同居の理由	1. 同居が自然 2. 夫婦(1人) 3. 身の回りの世話を 身してもらえ 4. 経済的だから 5. 家や家業を 6. 子が希望するから 7. 親子の愛情から 8. その他() 守るため	
家庭内での役割状況	1. 家業(手伝) 2. 孫の世話 3. 庭の手入れ 4. その他の家事(手伝) 5. その他()	
家族からの相談状況	受ける(1. 財産問題 2. 家族の人間関係 3. 結婚問題 4. 孫のしつけ 5. その他)	
	受けない(1. 何でも相談してほしい 2. 重要なことは相談を 3. 相談してもらいたくない(あまり・何も))	
会 話 時 の 国 語	子	1. 日本語 2. 当該国語 3. 双方
	嫁(日系人 非日系人)	1. " 2. " 3. "
	孫	1. " 2. " 3. "

(別居者の場合)

別居の理由	1. 子の職場が遠いから 2. 住宅がせまい 3. 子が別居を希望 4. 家族問題 5. 現在の土地から離れたくない 6. その他()	
子との交流状況	1. 今日・昨日会った 3. 8日～1月以内前に会った 5. 6月～1年以内前に会った	2. 2～7日前に会った 4. 1月～6月以内前に会った 6. 1年以上会っていない
最も近くに住んでいる子との片道距離	1. 10分未満 3. 30分～1時間未満	2. 10～30分未満 4. 1時間以上()

問 2. 一般的に同居と別居ではどちらが良いと思いますか。

1. 同居が良い 2. 別居が良い 3. わからない

問 3. 自由な時間をどのようにすごしていただけますか。(主なもの3つまで)

1. テレビ・ラジオ 2. 新聞・読書・音楽などの趣味 3. 園芸・手芸・生花などの趣味
4. 碁・将棋などのゲーム 5. 散歩・運動など 6. スポーツ見物 7. 奉仕活動
8. 子・隣人・知人などとの話し合い 9. その他() 10. 特に何もしていない

問 4. 近所の人との交際はどうか。

日系人	1. すすんで交際	2. あいさつ程度	3. 全く交際していない
非日系人	1. "	2. "	3. "

問 5. 友人・知人がいますか。

1. いない いる(2. 日系人 3. 非日系人)

問 6. この地域に日本人会の組織がありますか。

1. ない ある(2. 加入していない 加入している(3. 会費月))
(4. 会合数)

問 7. 自由に使える小遣い銭はどの程度ですか。

1. ない ある(月額)

問 8. 過去1年、日帰り行楽をしましたか。

1. 行かなかった 行った(2. 1回 3. 2回 4. 3回 5. 4回以上)

問 9. 過去1年、宿泊旅行をしましたか。

1. 行かなかった 行った(2. 1回 3. 2回 4. 3回 5. 4回以上)

(補1) 主に誰と一緒に行了きましたか。

1. 家族 2. ひとり 友人・知人(3. 日系人 4. 非日系人 5. 双方)
 仕事仲間(6. 日系人 7. 非日系人 8. 双方) 9. 一般団体 10. その他

問10. 日頃淋しさを感じることはありますか。

1. いつも感じる 2. ときどき感じる 3. めったに全く感じない

問11. 現在、「生きがい」とか、「生活のハリ」となっているものは何んですか。(2つまで)

1. 家族(子・孫の成長など)のこと 2. 趣味・娯楽 3. 友人・隣人との交際
 4. 信仰 5. 社会奉仕 6. 仕事 7. その他() 8. 特になし

問12. 現在、悩みとか、心配ごとがありますか。

1. 経済 2. 健康 3. 身の回りの世話 4. 家族問題 5. 住宅
 6. その他() 7. 特になし

問13. 現在、信仰をお持ちですか。

1. ない ある(2.キリスト教(新・旧) 3.仏教 4.神教 5.その他())

(福祉制度の活用状況)

問1. 老人ホームがあることを知っていますか。

1. 知っている 2. 知らない

(補1) 知っている人→入所したいと思いますか。

1. 入所したくない 入所したい(2.今すぐ 3.体が弱くなったら) 4. わからない

(補2) 入所したい人に、どんな老人ホームに入りたいですか。

1. 日系老人だけのホーム 2. 非日系人だけのホーム 3. どちらでも

問2. 現在、政府(地方公共団体含む)から、何か援助を受けていますか。

1. 受けていない 2. 受けている()

問3. 今後、当該国から何んらかの援助を受けたいものがありますか。

1. 特になし 2. ある()

問4. 現在まで、日系の団体から何か具体的に援助を受けたことがありますか。

1. ない 2. ある()

問 5. 今後、日系団体に何か望むことはありますか。

- | | |
|---------|----------|
| 1. 特にない | 2. ある() |
|---------|----------|

(老後の生活設計)

問 1. 若い時に、自己の老後生活のあり方について考えたことがありますか。

- | | |
|----------------|-------|
| 1. ある(移住前・移住後) | 2. ない |
|----------------|-------|

(補 1) ある人の場合、それは何才代でしたか、具体的な計画を持ちましたか。

年 代	1. 20代	2. 30代	3. 40代	5. 50代
具体的計画	1. 持たなかった	2. 持った()		

(補 2) 持った人の場合、それは大体実現したと思いますか。

- | | |
|-------|---------|
| 1. 思う | 2. 思わない |
|-------|---------|

問 2. あなたは、これまでの人生は充実していたと思いますか。

- | | | |
|----------------------|-------------------|--------------|
| 1. 充実していた | 2. どちらかといえば充実していた | 3. どちらともいえない |
| 4. どちらかといえば充実していなかった | 5. 充実していなかった | 6. わからない |

問 3. あなたは、これからの人生の見通しは明るいと思いますか。

- | | | |
|------------------|-------------------|--------------|
| 1. 明るい見通し | 2. どちらかといえば明るい見通し | 3. どちらともいえない |
| 4. どちらかといえば暗い見通し | 5. 暗い見通し | 6. わからない |

問 4. 現在の生活や境遇に満足していますか。

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|----------|
| 1. 十分満足 | 2. やや満足 | 3. やや不満 | 4. 全く不満 | 5. わからない |
|---------|---------|---------|---------|----------|

問 5. 老後の生活責任は、本来誰が負うべきだと思いますか。

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. 自分(夫婦)の責任 | 2. 子ども(家族)の責任 |
| 3. 国(社会全体)の責任 | 4. 一概にいない |

問 6. 日本に帰って、老後生活を送りたいと思いますか。

- | | |
|-------|---------|
| 1. 思う | 2. 思わない |
|-------|---------|

(補 1) 思うと答えた人に、その実現性はありますか。

- | | | |
|-------|-----------|---------|
| 1. ある | 2. ほとんどない | 3. 全くない |
|-------|-----------|---------|

日系老人クラブ活動調査票

(昭和54年1月現在)

国際協力事業団

単位クラブ名		会長名
事務所所在地		設立年月日
クラブの地域・会員状況	地域の状況	1. 市街地 2. 農業地帯 3. 漁業地帯 4. その他()
	クラブの地域範囲	
	会員総数	名(男性 名 女性 名)
	最高年齢者	男性 才、 女性 才
	最低年齢者	男性 才、 女性 才
	会則の有無	1. 有 2. 無
	会員資格最低年齢	1. 有(才以上) 2. 無
	クラブ地域の60才以上人口	名(加入率)
クラブ活動時、主として使用する場所	1. クラブ専用の建物 2. 日系団体関係事務所(集会所) 3. 小学校等の教育施設 4. 社会福祉施設 5. 会員個人宅 6. その他()	
クラブの会費・財政関係	会費の有無	1. 無 有(2. 月払い 3. 年払い 4. その他() (有の場合)1人当りの会費月額()
	会費減免の有無	1. 無 2. 有(どのような場合ですか)
	全老連への分担金の有無	1. 無 2. 有(月額 ・年額)
	会費以外の収入源の有無	1. 無 2. 有→寄附金(定期・不定期) 事業収入(定期・不定期) その他()
	52年度決算	総収入額() 総支出額()
役員制の有無及び役員会開催数	1. 無 2. 有(副会長 名、役員 名) (有の場合) 年 回開催	

過去、1年間の単位クラブの活動状況

活動内容	教育活動	健康活動	レクリエーション	地域社会との交流	奉仕活動	生産活動	その他 ()	その他 ()
活動回数	回	回	回	回	回	回	回	回
1回の平均出席人員	人	人	人	人	人	人	人	人

老人クラブ運営上の問題について(自由記入)

1. 集会場所について
2. 指導体制について
3. クラブ活動の内容について
4. クラブ会費について
5. 日系老人のクラブ加入について
6. 日系社会の老人クラブへの理解度について

その他、老人クラブ活動について、どんなことでもご記入下さい。

JICA

